

日本公共政策学会
2025 年度研究大会
報告要旨集

2025 年 6 月 14 日(土)・15 日(日)
於、金沢歌劇座

各要旨の内容を無断で公開、転載、引用することを固く禁じます。

研究大会プログラム（2025年4月16日現在。敬称略）

第1日目 2025年6月14日（土）

9時30分～ 開場、受付開始

10時00分～11時30分 若手セッション

<若手セッションⅠ>

司会：小田切 康彦（徳島大学）

報告1：内山 卓也（日本大学大学院）「浜松市における『祭り』の政治的機能」

討論：新川 達郎（同志社大学）

報告2：正岡 祥英（法政大学大学院）「自治体議会や行政における「高校生議会」の潮流とその類型化の検討—日本のシティズンシップ教育に与える影響の可能性—」

討論：杉岡 秀紀（福知山公立大学）

報告3：武村 純一（龍谷大学大学院）「京都市青少年科学センターの社会的役割に関する一考察」

討論：加瀬 武之（衆議院事務局）

<若手セッションⅡ>

司会：西村 宣彦（北海学園大学）

報告1：酒井 秀翔（東京大学大学院）「行政委員会委員のジェンダーと実質的代表：教育委員会会議録の分析」

討論：出雲 明子（明治大学）

報告2：高木 超（慶應義塾大学大学院）「『プラ製レジ袋の提供禁止に関する条例』の政策過程」

討論：伊藤 修一郎（学習院大学）

<若手セッションⅢ>

司会：高野 恵亮（大阪公立大学）

報告1：吉田 隆紘（京都大学大学院）「能率とその散らばり：特許情報標準データによる分析」

討論：湯浅 孝康（大阪国際大学）

報告2：氏居 綾香（秋田大学大学院）「日本における洋上風力発電拡大に向けた展望と課題」

討論：横田 匡紀（東京理科大学）

報告3：居石 杏奈（総務省情報通信政策研究所）「安全保障を巡る規制慣行の創造：なぜ米国政府で軽減合意は普及したのか？」

討論：村上 裕一（北海道大学）

<若手セッションⅣ>

司会：片山 泰輔（青山学院大学）

報告1：永田 右京（岩手県立大学大学院）「ウィキッド・プロブレムとしての「地域公共交通」政策領域と政策展開に関する一考察—「新しい公共」概念に基づく言説分析を下敷きに—」

討論：長野 基（東京都立大学）

報告2：山下 瞬（東京大学大学院）「見直し条項の定量分析——自治体における応答的法ないし評価法務の確立に向けて——」

討論：磯崎 初仁（中央大学）

11時30分～12時45分 昼休み

11時35分～12時40分 理事会

12時45分～14時45分 個別テーマセッション①

<企画委員会セッションⅠ：EBPMの学際的展開に向けて>

司会：杉谷 和哉（岩手県立大学）

報告1：西村 君平（東北大学）「エビデンスの四類型：評価論の観点から」

報告2：桐村 豪文（大阪教育大学）「教育政策におけるエビデンス活用の在り方」

報告3：清水 雄也（京都大学）「EBPMの哲学的難所：因果推論と政策形成の間」

討論：奥田 恒（金沢大学）

中村 絢子（国際大学）

<企画委員会セッションⅡ：財政民主主義の現在地>

司会者：八木 信一（九州大学）

報告1：吉弘 憲介（桃山学院大学）「ポピュリズムは財政に何をもたらすのか—大阪における大阪維新の会の政策運営を材料に」

報告2：諸富 徹（京都大学）「『103万円の壁』と財政民主主義」

報告3：掛貝 祐太（茨城大学）「『直接民主主義＝ポピュリズム』なのか？：財政議会主義の課題と対策」

討論：鷺見 英司（日本大学）

佐野 亘（京都大学）

<自由公募セッションⅠ>

司会：箕輪 允智（東洋大学）

報告1：河 昇彬（韓国外国語大学）・京 俊介（中京大学）「イノベーション政策としての著作権法の立法過程—フェアユース制度導入の日韓比較分析—」

討論：尾田 基（國學院大學）

報告2：白取 耕一郎（拓殖大学）「政策波及における異時点間選択—ビネット実験を用いたミクロな意思決定の分析—」

討論：前田 貴洋（琉球大学）

報告3：吉井 弘和（慶應義塾大学）・松村 智史（名古屋市立大学）「厚生労働省の政策立案環境の変化に関する研究—アウトソーシングの増大と、官僚の役割に着目して—」

討論：出雲明子（明治大学）

<国際交流委員会セッション：Future(s) of democracy in Asia: Innovations, limitations, and academic challenges>

司会者：Shunsaku Komatsuzaki (Hiroshima University, Japan)

報告1：Tsuey-Ping Lee (National Chung Cheng University, Taiwan) ” Taiwan’s Democratic Laboratory: AI Applications for Transparent and Inclusive Governance”

報告2：Piyapong Boossabong (Chiang Mai University, Thailand) ” Utilizing Digital Technology to Enhance Democratic Policy Design Processes: Lessons from Chiang Mai City Lab, Thailand”

報告3：Makoto Fujiu (Kanazawa University, Japan) TBD.

討論：Yukio Adachi (Kyoto University, Japan)

15時00分～17時00分 <共通論題I「学際分野としての公共政策学のこれから」>

司会：清水 唯一朗（慶應義塾大学）

報告1：松田 憲忠（青山学院大学）「公共政策学をとりまく苦悶」

報告2：牧原 出（東京大学）「公共政策をめぐる時間と空間」

報告3：土山 希美枝（法政大学）「課題解決の総合性、専門の分化性」

討論：石橋 章市朗（関西大学）

田中 孝男（九州大学）

17時10分～17時40分 会長講演

宇佐美 誠（京都大学）「ポピュリズムの時代における公共政策学の課題」（仮）

17時40分～18時30分 総会(含、開催市長ごあいさつ)、学会賞授与式

19時00分～21時00分 懇親会（会場：石川県政記念しいのき迎賓館）

第2日目 2025年6月15日（日）

9時00分～ 開場、受付開始

9時30分～11時30分 個別テーマセッション②

<自由公募セッションII（企画）：「戦後地域開発再考—政治による事前調整の不在と争訟化」>

司会：阿部 昌樹（大阪公立大学）

報告1：徳久 恭子（立命館大学）「地域開発をめぐる名望家ネットワークによる利益表出と「系列」による調整」

報告2：稲垣 浩（國學院大学）「着工をめぐる問題の広域化と政治による調整」

報告3：加藤 雅俊（立命館大学）「裁判闘争の非意図的な帰結—諫早湾干拓紛争からみる「司法と政治のダイナミズム」と紛争処理に向けて—」

討論：手塚 洋輔（大阪公立大学）

阿部 昌樹（大阪公立大学）

<自由公募セッションⅢ>

司会：小西 真樹（横浜市役所）

報告1：福森 憲一郎（日本大学）「デンマークの社会住宅地区における協働型ガバナンス」

討論：新川 達郎（同志社大学）

報告2：小島 大知（長野大学大学院）「地方自治体における高齢者移住の受け入れ状況に関する検討—福祉マグネットの観点から長野県 77 市町村を対象に一」

討論：西岡 晋（東北大学）

報告3：馬場 健司（東京都市大学）「再生可能エネルギー施設立地に伴う近隣住民の立地プロセスへの関与意向の分析」

討論：八木 信一（九州大学）

<企画委員会セッションⅢ：政治コミュニケーション研究の展開—メディアと感情政治—>

司会：木下 健（福岡工業大学）

報告1：岡田 陽介（拓殖大学）・後藤 心平（広島経済大学）・戸田 香（京都女子大学）・遠藤 勇哉（大阪大学）・河村 和徳（拓殖大学）「非言語情報としての声の違いがアナウンサーの印象およびニュースの認知に与える影響」

報告2：三谷 文栄（日本大学）「感情・メディア・政治—政治コミュニケーションにおける「感情」の位置づけとその展開」

報告3：大森 翔子（法政大学）・浅野 良成（関西大学）・金子 智樹（東北大学）・谷口 将紀（東京大学）「公共機関による偽・誤情報への注意喚起に効果はあるか？：サーベイ実験による検証」

討論：小林 哲郎（早稲田大学）

<自由公募セッションⅣ>

司会：横田 明美（明治大学）

報告1：大村 華子（京都大学）「『公共政策の行政評価』に対する市民からの評価に関する分析」

討論：小林 悠太（広島大学）

報告2：早瀬 善彦（同志社大学）「公共政策と制度—制度を活用できる政権とできない政権の差異とは—」

討論：山谷 清秀（大阪経済大学）

報告3：久保田 唯史（京都大学、早稲田大学）「政策立案の場は科学的知見をどう扱うのか：政策現場における「正統性」からの分析」

討論：杉谷 和哉（岩手県立大学）

11時30分～12時20分 昼休み

12時20分～14時20分 個別テーマセッション③

<自由公募セッションV（企画）：エビデンスに基づく政策形成の実相と展望>

司会：祐野 恵（京都大学）

報告1：吉澤 剛（関西学院大学）「知識利用から見る EBPM と STI 政策の現在地」

報告2：黒河 昭雄（神奈川県立保健福祉大学）・菊地 乃依瑠（政策研究大学院大学）「政策形成過程における研究利用の動態と実践的示唆」

報告3：田原 敬一郎（未来工学研究所）・安藤 二香（未来工学研究所）・吉澤 剛（関西学院大学）「政策立案者と政策研究者との共創による研究課題の設定：科学技術行政における試行結果をもとに」

報告4：安藤 加菜子（京都大学）・祐野 恵（京都大学）「EBPM と行政の専門性：博士人材の活用に関する国際比較」

討論：内山 融（東京大学）

：佐野 亘（京都大学）

<自由公募セッションVI>

司会：木下 健（福岡工業大学）

報告1：野村 陽子（新見公立大学）・勝田美穂（岐阜協立大学）「看護系大学における政策教育プログラムの開発と今後の課題」

討論：南島 和久（龍谷大学）

報告2：岩崎 和隆（神奈川県）「地方分権と自治体統一システム構想」

討論：大西 淳也（津田塾大学）

報告3：新倉 純樹（KDDI 総合研究所）「性格特性が政治的態度に与える影響」

討論：増田 知也（摂南大学）

<企画委員会セッションIV：「複雑化した公共ガバナンス時代における職員・民間事業者・市民」>

司会：箕輪 允智（東洋大学）

報告1：田井 浩人（北海学園大学）「「公務員」はどのように形作られるのか—自治体新人職員の組織適応と態度形成—」

報告2：竹内 直人（京都橘大学）「公共ガバナンスからみる自治体のウェル・ビーイング政策」

報告3：渡邊 有希乃（専修大学）「「効率と平等」と公共調達」

討論：工藤裕子（中央大学）

<企画委員会セッションV：立法過程における法学と法学者～刑事立法をめぐる学際的問題提起>

司会：横田 明美（明治大学）

報告1：横田 明美（明治大学）「立法過程における法学と法学者のかかわり方～問題意識の共有と全体像」

報告2：仲道 祐樹（早稲田大学）「刑事立法学の現状：刑法学と刑事立法のかかわり」

報告3：京 俊介（中京大学）「刑事政策に関する立法過程における法学者：「抑止効果」論に注目して」

報告4：武藏 勝宏（同志社大学）「刑事立法の決定過程—その特徴と変化」

討論：4 報告のあと、報告者間でコメントを行う。

14時30分～16時30分 <共通論題Ⅱ：政策評価の再構築－課題と展望>

司会：藤田 由紀子（学習院大学）

報告1：亀井 善太郎（立教大学）「行政評価の『いま』と『これから』」

報告2：黒田 忠司（内閣官房）「実務者視点の政策評価と行政事業レビューの現状」

報告3：村上 裕一（北海道大学）「政策評価の新展開：社会の変化に対応するために」

討論：山谷 清志（同志社大学）

大竹 文雄（大阪大学）

浜松市における「祭り」の政治的機能

内山 卓也¹
日本大学大学院

<キーワード> ガバナンス、統合、集票、地域コミュニティ、浜松まつり

本報告は、毎年 240 万人前後の人出となる「浜松まつり」に注目し、「統合」と「集票」という観点から地域コミュニティにおいて「祭り」が果たす政治的機能について検討することを目的としている。

本報告における「統合」とは、「浜松まつり」を中心とする市民間の結びつきの強さを意味しており、「祭り」を媒介とすることで、自治会などの「地域コミュニティ」における市民の政治的統合がみられることを示している。また、「集票」とは、議員・候補者が「地域コミュニティ」における人々の結びつきを何らかの形で活用しようと意図していることを示している。実際、岩崎・上田・広原・鯉坂・高木・吉原編（1989）では「町内会が外部の政治勢力から支持なり協力を求められたり、あるいは自らがそういった外部の政治勢力との関係の形成を求めることがある」という点について指摘されている。

すでに「浜松まつり」に関する研究は、社会学や情報学の分野から学術的にアプローチしたものがみられる。例えば、住民の自治会への所属意識に言及しながら「浜松まつり」が人々に楽しみを提供するだけでなく、「近隣との関係性や自治会の強化に役立っている」ことを明らかにした、荒川・笹原（2002）のものや学際的分析と比較の視点から「浜松まつり」の歴史的形成に関して詳細に検討を行い、コミュニティと地域の連帯について論じるとともに「浜松まつり」の構造分析を行った、荒川・笹原・山道・山道（2006）のものなどが挙げられる。

しかしながら、政治学の観点から「浜松まつり」に注目した研究は今のところない。「浜松まつり」に参加することが地域への参加を意味し、地域の結束を高めていることは指摘されているが（荒川・笹原・山道・山道 2006）、地域コミュニティ（自治会）の結びつきと「統合」や「集票」の関係について言及したものはない。

「浜松まつり」は自治会が中心となる「祭り」であり（荒川・笹原 2006）、全国的に自治会の加入率が高いとされる浜松市では、「浜松まつり」の存在が地域のコミュニティを維持しているとも考えられる。地域住民たちの間では、「浜松まつり」に参加することで各々の交流が生まれるのはもちろんのこと、祭りが開催されるまでの一年を通して交流が続いていると思われる。

地域コミュニティ（自治会）の結びつきが強いとされる浜松市では、候補者・議員が集票を目的として「浜松まつり」に参加し、地域住民たちと接する機会を増やしていくなかで得票をのばすことが考えられる。「地元の代表」を選ぶという意味で、地方選挙において自治会や町内会が大きな役割を果たすことはすでに指摘されているが、それらの役割が実際の選挙ではどのように影響しているのかということに関して、「浜松まつり」を事例に明らかにする。

¹ E-mail: lata24001@g.nihon-u.ac.jp

自治体議会や行政における「高校生議会」の潮流と その類型化の検討 —日本のシティズンシップ教育に与える 影響の可能性—

正岡 祥英¹
法政大学大学院

<キーワード> シティズンシップ教育、高校生議会、自治体議会、地方自治体

今日では18歳から選挙権の行使が可能となり、中等教育段階における「シティズンシップ教育」の実施はより重要となっている。これに伴い、「シティズンシップ教育」が学校教育も含めて様々な形式や内容で取り込まれてきた。

「シティズンシップ教育」の多様化が見受けられるなか、増加の傾向にある事例として「高校生議会」が挙げられる。要因には、自治体議会による「高校生議会」の取り組みが活発化しつつあることが考えられる。三議長会（全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会）が「主権者教育」の推進を掲げ、様々な事例が生まれている。

「高校生議会」の取り組みがより増加することが考えられるなか、個別事例を超えた俯瞰的な検討は進んでいない。先行研究では、蓄積されてきているが数は未だ少なく、発展の途上にある。先行研究の多くは事例の検討がメインであり、全体的な検討はあまり行われていない。実際、先行研究においても明確な定義や内容を示すことが出来ていない。

そこで本報告では、他の「シティズンシップ教育」にはない「自治体験」を可能とする、実施に意味のある「高校生議会」を描くために全体的な動向の類型化を目指し、どんな指標や基準があり得るのかを今日的な状況と先駆例の評価を通して検討していく。

本報告では「高校生議会」を俯瞰的に検討するため、「高校生模擬議会」の事例も含め、2023年に限定した全国紙及び地方紙に掲載された事例の実施報告書など、一次資料を用いることとした。加えて、三議長会や総務省が発行する「主権者教育」に関する事例報告書に掲載されている事例についても、掲載先の一次資料を用いることとした。

類型化からは、「高校生議会」の形式をとる必要性が低い事例群もあり、「自治体験」の可能性を持つ形式の域を出ないのが現状であることが分かる。また、有効事例群でも議論実施体制＝「議論性」は高いが、政策化も射程に入れた教育体制とそれに応答出来る体制＝「市民参加性」は低い事例が多く見られる。ここから、「市民参加性」を充実させることの困難さが課題であることが考えられる。

そのため、意味のある「高校生議会」となる成立条件としては、「議論性」では議会や行政側の人間と再質問を含めた政議議論などが可能な体制が求められる。一方の「市民参加性」では、質問・提案をたな晒しにしない姿勢などが求められる。政策化も検討可能とする体制の他、対応状況を可視化する体制を構築することが必要となる。教室で終わらず、実践による「自治」の経験を伴う本事例は重要であり、本研究では実施の有効性を高める条件を示唆するものとなる。

¹ yoshihide.masaoka.3s@stu.hosei.ac.jp

京都市青少年科学センターの社会的役割 に関する一考察

武村 純一¹
龍谷大学大学院博士後期課程

<キーワード> 京都市青少年科学センター、社会的役割、3つの答申や提言

1. 目的

本報告の目的は、科学博物館の一つである、京都市青少年科学センターが、社会の変化に伴い、その役割についてどのように変化させてきたかを検証することにある。

京都市青少年科学センターは1969年に完成した。これ以降、現在に至るまでの約55年の間には大きな社会の変化があった。この間、京都市青少年科学センターを利用する市民の立場に立った3つの重要な答申や提言が登場した。本報告では、京都市青少年科学センターに対する3つの答申や提言を中心にレビューを行う。

2. 3つの答申

京都市青少年科学センターとその前身である「科学教室」の沿革および以下の3つの重要な答申や提言を紐解く。

- ①「京都市青少年科学センター設置審議委員会」答申（1962年8月）：「科学教室」を廃止し、京都市青少年科学センターを整備する際の答申。
- ②「21世紀の『理科』を考える京都市民会議」提言（2002年4月）：新しい時代にふさわしい「理科・科学」のあり方について京都市長の諮問機関として設置された会議の提言。
- ③「京都市青少年科学センターのあり方検討専門家会議」による提言（2011年12月）：時代や状況の変化に伴う京都市青少年科学センターのあり方を、諮問に応じて出された答申。

これらの答申や提言を受け、京都市青少年科学センターは、どのように役割の変化を遂げてきたのかを整理する。

3. 論点

京都市青少年科学センターの前身である「科学教室」においては、京都市立小中学校の児童生徒のみが利用できる理科教育を主眼に置いた施設であった。1969年に京都市青少年科学センターとして整備された際に、以前は対象としていなかった一般市民も利用できる施設になるという方向性が示された。しかしその後も、京都市青少年科学センターは小中学校の理科教育を中心としたまま推移し、一般市民に広く開放された施設として成熟してきたとは言いがたい状況が続いた。

本報告においては、少子化時代を迎えていること、各学校の理科教育の設備等が充実してきていることなどを背景に、京都市青少年科学センターは、理科教育支援型の科学博物館のあり方を必ずしも継続させる必要はないこと、また市民に開かれた社会教育施設への脱皮が必要であることを明らかにした。

¹ E-mail: h24d002@mail.ryukoku.ac.jp

行政委員会委員のジェンダーと実質的代表： 教育委員会会議録の分析

酒井 秀翔¹

東京大学大学院・日本学術振興会特別研究員

<キーワード> 行政委員会、政治的代表、政策過程、ジェンダー、教育委員会

本研究の目的は、教育委員会会議を事例として、行政委員会における委員の発言内容にジェンダー差はあるのか、あるとすればどのように異なるのかを明らかにすることである。

政治家の代表活動におけるジェンダー・ギャップが、これまで広く研究されてきた。理論的には、政治的代表的諸概念の中でも、女性政治家の割合やその決定要因を分析する描写的代表 (descriptive representation) と、女性政治家が政策形成や政策出力に与える影響を検討する実質的代表的 (substantive representation) の2概念が注目されてきた。本研究では、後者の実質的代表的に焦点を当てる。実質的代表的に関する既存研究で頻繁にみられるのは、議会の会議録を分析し、女性政治家が政策決定過程において有する特徴を分析するものである。例えば、発言内容・方法に男女差が見られることや、女性政治家が女性に関連すると考えられている政策課題へ積極的に関与する傾向があること等がしばしば指摘されている。しかし、これらの研究の多くは立法府に焦点を当てており、行政委員会等、行政府に設置されより委細な政策を検討する機関における実質的代表的についての議論は限られる。

そこで本研究は、日本の地方公共団体に設置され、教育政策の決定・執行を担う教育委員会を分析対象とし、先行研究の空白領域を補完する。教育委員会は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命し、教育委員会を代表する教育長と、同様のプロセスで任命され、非常勤で通常4名の教育委員で構成される。教育委員会は、他の行政委員会と比較して女性委員の割合が特に高い。内閣府調査「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況 (令和6年度)」によると、2024年時点で、都道府県において、地方自治法第180条の5に基づく行政委員会全体での女性委員割合は22.6%であったが、教育委員会では44.8%に達し、各種の行政委員会の中で最も高い。さらに、一部の都道府県教育委員会では女性委員の人数が男性のそれを上回っている。これは、政治・行政全体をみても稀であり、女性の実質的代表的研究に対して貴重な事例を提供する。

教育委員会の会議では、事務局から提案された議案の審議や、報告事項の聴取が行われる。対象の政策は、初等中等教育から生涯学習、文化財に関すること、その他まで多岐にわたる。教育委員は、各議案・報告事項に対し、質問して事務局の返答を求めたり、意見・コメントを述べたりすることも、特に発言せず沈黙することもできる。そこで本研究では、比較的長期間かつ逐語録形式の会議録が公表されている、東京都教育委員会の2009年から2024年までの会議録を同ウェブサイトからダウンロードし分析材料とする。各会議録には、議題・報告事項、事務局の説明、教育長・教育委員と事務局のやりとりが逐語録として記載されている。まずは、各種公文書や新聞記事から各委員のジェンダーを含む属性を把握する。そのうえで、会議録から各委員の発言内容や頻度を集計し、各委員はどのような政策に対してどのように発言を行っているのか、また、そうした発言の傾向は、ジェンダーをはじめとした委員の属性と関連して異なっているのかを明らかにする。

¹ E-mail: sakaihideto@p.u-tokyo.ac.jp

「プラ製レジ袋の提供禁止に関する条例」の政策過程

高木 超¹
慶應義塾大学大学院

<キーワード> レジ袋、海洋プラスチック汚染、唱導連合フレームワーク

1. 研究の背景と目的

海洋プラスチック汚染などの環境問題に対応するため、日本政府は2020年7月から全国一律でプラスチック製レジ袋（以下、プラ製レジ袋）の提供を有料化する等の対策を講じた。それに先立つ2020年3月、有料化にとどまらず、市内全域でプラ製レジ袋の提供を禁止する「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例（以下、プラ製レジ袋禁止条例）案」が亀岡市議会で可決された。2021年1月の施行から4年以上が経過してもなお、同様の条例を施行している自治体は国内に見られず、亀岡市の先進性が際立つ。

レジ袋の削減を扱った先行研究は国内外で多くの蓄積がある。他方で、なぜ特定の自治体が有料化から更に踏み込んだレジ袋の提供禁止条例を施行することができたのか、その要因や政策過程に着目にした研究は見られない。

そこで本研究では「亀岡市は、なぜ、どのようにして、国内で他に類を見ないプラ製レジ袋提供禁止条例を制定することができたのか」というリサーチ・クエスチョンを設定し、説明を提示することを目的とする。

2. 分析枠組み

本研究では、唱導連合フレームワーク（Advocacy Coalition Framework：ACF）を分析枠組みに用いる。その特徴に目を向けると、既往研究（岩浅・進藤 2008:150）が指摘するように、比較的長期間にわたる政策過程の説明に適した分析枠組みである。本研究で扱う事例は2000年代前半から約20年にわたる経緯を踏まえて条例化が図られており、分析枠組みの特徴とも適合する。

3. 暫定的な分析結果

分析の結果、社会情勢の変化を背景としながら、有識者（政策ブローカー）からの情報提供も作用して市議会での理解が進み、慎重派の懸念が払拭されていったこと、定量的なデータを用いて議論を進めたことなどが作用して、慎重派が意見を軟化させ、最終的に条例が成立に至ったと説明することができる。特に、事業者も構成員に含まれる協議会が設置され、条例の実現可能性を議論したことによって政策志向学習が進んだと考えられる。

全国で唯一のプラ製レジ袋提供禁止条例を制定した亀岡市の政策過程を明らかにした本研究は、学術的な貢献はもとより、行政実務にも新たな示唆をもたらすことが期待される。

<参考文献>

岩浅昌幸・進藤榮一（2008）「公共政策学の理論と手法 — 「政策の窓モデル」と「唱導連携モデル」をめぐって—」『情報と社会』18:145-151頁。

¹ E-mail: cosmo@sfc.keio.ac.jp

能率とその散らばり：特許情報標準データによる分析

吉田 隆紘^{1*}
*京都大学大学院

<キーワード> 能率、配置、特許庁、大規模データ

本報告は、行政組織における能率とその散らばりの関係を考察するものである。構成としては、①能率を何らかの確率分布に従うものと考えた上で、②職員個人単位での能率とその散らばりの関係性と、③部署単位での能率とその散らばりの関係性を検討する。

まず、本報告では能率が何らかの確率分布に従うものと仮定する。たとえば、正規分布に従うのだとすれば、パラメータとしては期待値と標準偏差が存在する。このように考えたとき、この標準偏差を能率の散らばりと捉えることができる。

ところで、能率やその散らばりを捉えようとしても、そもそも職員個人単位での働きぶりを観察することは一般的に困難である。そこで、本報告では日本の特許審査官に注目し、特許情報標準データを用いることでこうした課題を乗り越える。特許審査に関する業務は定型化が進んでおり、公報などで審査過程が逐次公開されるため、ワークフローを外部から観察し追跡することも比較的容易である。そして、特許審査過程に関して大規模なデータベースが存在し（たとえば、2023年には特許は300,133件、実用新案は4,949件、意匠は31,747件、商標は164,061件が出願されている）、特許情報標準データとして特許庁によって公開されている。この特許情報標準データには特許の審査・審判の過程の全体が担当部署や担当した職員（担当者の職員コード）といった周辺の情報とともに記録されている。このような特許情報標準データを用いることで、本報告では職員個人単位と部署単位で業務を観察し、測定する。

なお、どのように業務を捉えれば能率と見なせるのかも問題にはなる。たとえば、単に案件数を捉えるだけでは不十分であり、案件の複雑性などを含めて検討する必要がある。さらに、近年では先行技術調査と呼ばれる、審査の下調べの外注も進んでおり、外注を行っている場合には相当業務の負担が軽減されることも確認されている。こうした種々の事情は特許情報標準データに含まれる情報を用いて織り込むことが可能であるため、職員個人単位での能率の推定が実現している。また、その散らばりも、職員個人間でのものと職員個人内でのものが確認できている。こうしたデータを用いて、本研究では職員個人単位での能率とその散らばりの関係性をまずは検討する。

その上で、組織としては能率の向上はもちろんのこと、能率の散らばりを低減させようとするはずである。そのための方策として、職員の配置を戦略的に行うことがありうる。すなわち、職員個人単位での能率の散らばりを低減させることに限界があるとしても、職員の組み合わせによって部署単位では能率の散らばりを低減させる余地がある。上で述べたように、特許データには案件ごとに対応した部署に関するデータも含まれており、前述の職員個人に関するデータと突き合わせて職員個人単位での能率やその散らばりとの関係を見ることが可能となる。

以上のように、本報告では能率とその散らばりについて、職員個人単位と部署単位で測定し、両者の関係性を検討する。

¹ E-mail: yoshida.takahiro.88u@st.kyoto-u.ac.jp

日本における洋上風力発電拡大に向けた展望と課題

氏居綾香*

*秋田大学大学院国際資源学研究所 博士後期課程

<キーワード> 洋上風力発電、エネルギー政策、カーボンニュートラル

1. 報告要旨

本報告では、洋上風力発電事業を取り巻くにおける許認可申請の流れと各制度の適用期間を整理し、洋上風力発電拡大を目指す現行制度の課題を明らかにする。

2025年2月6日、三菱商事は秋田県沖および千葉県沖の3海域における洋上風力発電事業の計画をゼロから見直すと発表した。3海域における三菱商事グループによる事業は、2021年12月に「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）」による公募（第1ラウンド）で落札された事業であり、入札価格は他と比較し大幅に安かった。しかし、FIT制度を採用していた当初の計画では、物価上昇ならびに円安などの影響から採算が取れないと発表した。これに対し、政府は3月10日に行われた有識者会議にて第1ラウンドで落札された事業計画に対してFIP制度への転換を認めた。つまり、落札後の大幅な変更を容認することとなり、公募の公平性を毀損する事象と言える。ここに制度としての不足があるのではないだろうか。そこで、本報告は許認可申請の流れと各制度の適用期間に焦点を当て分析を行う。

現在、洋上風力発電事業を取り巻く制度及び法律は大きく3つある。洋上風力発電のさらなる拡大を促すため、再エネ海域利用法が2019年に施行された。再エネ海域利用法による促進区域・有望区域の指定にはセントラル方式が採られ、同法は事業者参入の障壁を取り除くことを目的としている。促進区域での事業に選定された事業者には最大30年の占有期間が認められる。また、再生可能エネルギー発電の促進を支える制度として固定価格買取（FIT）/Feed-in Premium（FIP）制度がある。風力発電の場合、20年の調達/交付期間が設けられている。FIPは変動価格であるため、調達価格が当初から上昇した場合、売電価格に上乘せすることが可能である。最後は環境影響評価法である。事業者は事業計画作成段階において、洋上風力発電事業実施にあたって環境にどのような影響を及ぼすかを自ら調査・予測・評価を行い、その結果を公表する手続きを実施しなければならない。各制度及び法律の管轄省庁は異なり、適用期間・申請時期も異なる。

これまでの洋上風力に係る先行研究は、コストや社会受容性に焦点を当てた研究が多く、経済性評価や合意形成の観点から分析されている。しかし、許認可申請や各制度の適用期間に焦点を当てた研究は少ない。そこで本研究は、事例に秋田県沖の洋上風力発電事業を用い、諸制度に関連する法律、府省令等の一次資料および文献から、事業者の視点から流れと適用期間、関連するアクターを整理する。その上で現行制度の課題について検討する。

安全保障を巡る規制慣行の創造： なぜ米国政府で軽減合意は普及したのか？

居石 杏奈^{1*}

*総務省情報通信政策研究所

<キーワード> 米国、制度、安全保障、歴史的制度論、官僚

近年、米中対立の深刻化を背景に、経済安全保障への関心が高まる中、米国の安全保障規制に他国が同調する動きが見られている。本研究は、米国において安全保障上のリスクを軽減するために、米国政府と外国企業との間で締結される「軽減合意 (mitigation agreement)」が、いかにして政府内で組織横断的に普及し、慣行化したかを明らかにするものである。米国の許認可や投資審査において、組織横断的に用いられる軽減合意は、企業の事業活動に厳格な要件を課すものであり、分野別・年代別に既存研究の対象となりながら、政府内でどのように普及したのかは、これまで十分に解明されてこなかった。

そこで本研究では、機密開示文書や複数の規制審査のデータを組み合わせ、軽減合意の規制慣行の普及過程を捉える。具体的には、本研究では歴史的制度論の枠組みを採用し、制度の経路依存性に注目しつつ、米国政府の3つの規制審査—国防総省 (DOD) のFOCI (外国所有・支配の影響) 審査、連邦通信委員会 (FCC) の通信免許審査、対米外国投資委員会 (CFIUS) の外国投資審査—における軽減合意の使用を、機密解除文書や審査データを用いて分析した。これにより、米国独自の安全保障規制手法が異なる行政組織横断的に慣行化した理由を探求することを目的とした。

分析では、軽減合意は当初 DOD において防衛技術流出防止の目的で導入され、1997年の通信市場開放を契機に FCC の審査にも流用されたことが特定された。さらに、FCC の免許審査に対応してきた企業側弁護士が、DHS (国土安全保障省) の幹部に登用されたことを契機に、CFIUS の所属官庁に広く導入されるようになった。このように、分析の結果、軽減合意の普及は DOD、FCC、CFIUS という経路をたどり、類似の規制手法が各組織の文脈に応じて自律的に適応・展開されたことが確認された。注目すべきは、安全保障を主目的としない FCC の審査を経由するかたちで、DOD の軽減合意の手法が波及した点、および類似の規制手法を3機関が共有しつつも各機関のコンテキストに合わせて独自に発展させていた点である。この結果から、政府内の専門性を持つアクターによる自律的な行動が、米国の安全保障上の規制慣行の成立を支えていたことが捉えられる。

本研究は、組織間の同質化に加え、各組織が独自に制度を発展させる多様性の重要性を指摘し、政策形成における行政官の専門性の重要性について、具体的な事例を通じて示している。とりわけ、機微性の高い安全保障分野における規制手法の創出と普及の過程を、実証的に明らかにした点において、本研究は新規性があり、経済安全保障政策に取り組む他国に対しても有益な示唆を与えるものである。

¹ E-mail: anna.a3@keio.jp

ウィキッド・プロブレムとしての「地域公共交通」 政策領域と政策展開に関する一考察-「新しい公共」 概念に基づく言説分析を下敷きに-

○永田右京¹*
*岩手県立大学

<キーワード> 公共交通、ウィキッド・プロブレム、システムズ・アプローチ

1. 本報告の背景

地域公共交通政策という領域（以下「本領域」）は2006年より、「地域公共交通会議」という協議会システムを各自治体に有しており、当事者間での話し合いをもとにした政策実施が基盤となっている。これらの制度は2002年より開始された規制緩和システムを発展させたものとされ（加藤・福本(2006)）、全国各地での交通に関する計画の策定、政策実施に貢献してきた。

2. 本報告の前提となる分析

地域公共交通政策は不採算公共交通政策のことで、生活支援交通と都市公共交通を区別していない曖昧な概念である。地方自治体単位で見ると本領域は、ステークホルダー間の対立が生じている、問題同士が関連している、対策にあたって必要とされる知識が不足している、不確実性が高い、と言った観点から、新型コロナウイルス感染症に関する政策領域と同様に、ウィキッド・プロブレムとして見ることができる。

3. 本報告の考察視角

本報告は、このようなウィキッド・プロブレムに対して、行政がどう対応したかを論じる。この際、用いられた「新しい公共」概念が政策にどのように影響を及ぼしたのかを、言説分析によって明らかにする。具体的には、橋本龍太郎内閣下での規制緩和決定から民主党政権下での転換、さらに第2次安倍政権以降の自民政権における発展まで、どのような発展を遂げたのかについて考察する。手法としては、本政策に関連する国土交通省設置の専門家会議、具体的には交通政策審議会やその他私設懇談会の資料、議事録等を参照する。以上の営為により、ウィキッド・プロブレムという定義が一様ではない問題体系に対して、いかなる政策フレーミングが作用していたかを明らかにすることが期待される。

¹ E-mail: s18568un@gmail.com / s246w003@s.iwate-pu.ac.jp

見直し条項の定量分析——自治体における応答的法 ないし評価法務の確立に向けて——

山下 瞬¹
東京大学大学院

<キーワード> 見直し条項、自治体法務、応答的法、評価法務、立法分権

1. 本研究の目的

2000年代は、地方分権一括法が施行されるなど、国から地方への権限委譲に伴い、自治体における法務活動に関する議論が活況を呈しており、まさしく自治体法務の時代であったと言えよう。あれから約四半世紀が経過した現在、地方分権を進展させる意図も込めて、自治体が自ら制度をつくる権限を拡充することを主張する「立法分権」も主張されるようになってきている。果たして、自治体法務の「現在地」はどこにあるのだろうか。

本研究では、自治体法務の現在地を探るための一つ的手段として、必要があればルールの見直しを行うことを自治体に義務付ける「見直し条項」に着目する。なぜなら、見直し条項は、自治体法務において、法をより良い社会の実現に向けた道具と捉える「応答的法」を志向する上で重要な役割を果たすとともに、政策法務における評価法務の一翼を担うものでもあり、さらには、立法分権の実現をも下支えするものと考えられるからである。

2. 先行研究

見直し条項について、これまで国の法律に関する定量的な調査が定期的に行われている（石橋 2006、岡本 2016、山下 2025 など）。他方で、自治体の条例に関する定量的な調査は、限られたものにとどまっており（神奈川県自治総合研究センター 2005 など）、管見の限り、近時の追跡調査などは行われていない状況である。

また、立法分権に関しては、上記条例の調査にも関与した磯崎（2021）において、推進にあたり障壁となり得る要因が分析されている。ただし、国側の規律密度の高さなどの要因については定量的な調査を行っているものの、自治体側の要因については、実務経験等に裏打ちされた分析にとどまり、実証的な裏付けがなされているとは言えない。

3. 検証方法

先行研究を踏まえ、都道府県の自治体法務担当部署に対し、条例の見直し・評価に関する質問紙調査を行った。その回答結果に基づき、仮説モデルや多変量解析などの手法を用いて、定量的な分析を行い、考察を加えた。

4. 本研究の意義

本研究の意義としては、自治体法務の現状並びに自治体における見直し条項の運用実態及び態度を明らかにすることで自治体法務の現在地を示すとともに、立法分権を進めるにあたっての阻害要因を実証的に明らかにすることによって、自治体における応答的法ないし評価法務の実現に寄与し得る点が挙げられる。

¹ E-mail: shunyamashita.study@gmail.com

EBPM の学際的展開に向けて

司会者：杉谷和哉^{1*}
*岩手県立大学
登壇者：西村君平、清水雄也、桐村豪文
討論者：奥田恒、中村絢子

<キーワード> エビデンスに基づく政策、科学哲学、政策評価、教育政策

EBPM (Evidence Based Policy Making、エビデンスに基づく政策形成) が世界の政策形成の潮流となって久しい。EBPM は、その名の通り、科学的根拠 (エビデンス) に基づいて質の高い政策をつくり、それを決定、実施することによって、社会に山積する様々な問題を合理的に解決していこうとする企てである。

公共政策学会においても、しばしば EBPM は話題となり、行政学を基盤とする評価論や、経済学による精緻な政策分析の成果等が共有されてきた。だが、世界の EBPM 研究の展開に目をやれば、こうした議論はいまだ狭いことが分かる。

特に、科学哲学を中心とした、因果性についての吟味をはじめとした、高度な理論的バックボーンを踏まえたエビデンス論を経由した研究は注目に値する。これらは一見すると、政策と関連が薄いと思われがちだが、実際には重要な含意を政策にもたらしうる。社会における因果性、理論と実際のギャップ等は、理論的な考究を経ることによって、より子細に検討を加えることができるのである。しかし、国内の研究トレンドでは、こうした構えの下の検討はまだ端緒についたばかりであり、より一層の展開が俟たれるところである。

このような学術的背景のもと本セッションは、主として科学技術社会論や科学哲学、教育学を背景にエビデンス論を展開してきた研究者らを招き、学会内でのエビデンス論の刷新を企図する。学際性をその特徴ならびに存在意義の一つとして掲げる日本公共政策学会において、このような側面から政策を検討することは、議論を喚起する意味においても重要な貢献をなすと考えられる。

本セッションの登壇者は、教育学を専門としつつ、科学哲学を駆使して理論を政策に反映させることの意味について考究してきた西村君平、科学哲学を専門とし、社会と科学の関係について研究を進めている清水雄也、西村と同じく教育学を専門とし、ケーススタディから理論研究までを幅ひろく手掛けて議論を展開してきた桐村豪文である。以上の登壇者によって、エビデンスを政策に活用し、社会に介入することの意味を問い直す視座が提供されるだろう。

討論者には、公共政策学の視点からの EBPM 論ならびに、政策デザイン論を展開してきた奥田恒、行政改革論や政策評価に精通した中村絢子を迎え、公共政策学や行政学のディシプリンからの応答が試みられる。

以上の取り組みにより、本学会の EBPM 論議が更に活性化され、学際的な取り組みや実践の展開の呼び水となることが期待される。

¹ E-mail: kazuya_s@iwate-pu.ac.jp

エビデンスの四類型-評価論の観点から

西村君平¹
東北大学

<キーワード> EBPM、評価論、方法論、認識論

本稿の目的は EBPM におけるエビデンスを評価論の視座から再構成し、因果性の次元と因果モデルに基づく四類型を提示することである。これにより、評価方法選択の認識論的根拠を明示し、方法論的多元性の構造的な理解を可能とする枠組みを提案する。特に RCT 偏重に対する理論的批判と代替的評価の意義を明らかにする点に独自性がある(表)。

表 エビデンスの四類型

	継起因果モデル	生成因果モデル
単称因果	特定の介入の効果 RCT、準実験デザイン	特定の介入のプロセス 縦断、横断、事例比較
一般因果	介入のクラスの効果 メタアナリシス、メタCART	介入のクラスのマカニズム 質的統合

EBPM(Evidence-Based Policy Making)は2つの要素を持つ政策形成モデルである。1つめは政策形成における「何が効果的か」(what works)を明らかにした信頼性の高いエビデンスを構築するために、科学的に厳密な方法を採用することである。2つめは効果が証明された介入に公共および民間の資源を集中させるためにエビデンスを活用することである。この2つの要素によって、中長期的に個人や社会の改善を実現していこうというのが EBPM の基本理念である。

一般に EBPM の文脈では「科学的に厳密な方法」はランダム化比較試験(Randomized Controlled Trials: RCT)による介入の効果検証とその知見のメタアナリシスによる統合を主軸とする。この発想は、EBPM の源流とも言うべき EBM(Evidence-Based Medicine)に由来する。本稿ではこうしたアプローチを「実験的アプローチ」と呼ぶ。

ただし、実験的アプローチに方法論的特権を与えようとする EBPM の発想には批判も少なくない。その批判を牽引してきた一つの理論が評価論である。評価論は評価制度・評価実践の実態を記述したり、その改善に向けた手法を処方したりする理論である。こうした観点から 2003 年にはアメリカ評価学会、2008 年にはヨーロッパ評価学会が評価の方法論的多元性を擁護する声明を發出している。

この主張自体は穏当で、陳腐ですらある。しかし、両声明には AEA 声明は「何が科学的厳密性を担保するのか」、EES 声明は「何が因果を構成するのか」という EBPM の評価方法に関する認識論的な省察が込められおり、本稿ではこの理論的な問いかけに注目する。それにより、評価論に由来する批判的契機に立脚して、EBPM における評価のあり方を検討し、その知見をもとにエビデンス概念の定義拡張の可能性とその理論的な正当性を明らかにする。

¹ E-mail: kunpei.nishimura.a6@tohoku.ac.jp

教育政策におけるエビデンス活用の在り方

桐村 豪文¹
大阪教育大学

<キーワード> 教育、エビデンス、市場、イノベーション

教育におけるエビデンス政策としてまず言及されるのは、2002年に成立した NCLB 法 (No Child Left Behind Act of 2001) であろう。しかし米国の連邦政策としてエビデンスが重視された最初のもは、1997年に成立した包括的学校改革実証 (Comprehensive School Reform Demonstration: CSRD) プログラムである。この連邦補助プログラムは、多くは1980年代以降に大学や非営利団体等で開発されてきた学校改革モデル (CSR モデル) を学校が採用することを促進することに目的があった。

CSR モデルは、1991年から国家プロジェクトとして開発、普及が促進されてきた。そのもともとの意図は、より高い効果をもたらすことへの期待ではなく、「型破り」な学校をデザインすることにあった。つまり前提にあったのは進歩主義の思想である。

それが、CSR モデルが普及の段階でそれまで無償だったものが有償となり、市場形成が重視されるようになってからは、CSR モデルの質が厳しく問われるようになった。CSR モデルの有効性を格付ける取組はそうした要求を受け登場した。「エビデンス」はこうして CSR モデルの品質保証書として登場したのである。

教育の分野では「エビデンスに基づく政策・実践」と「データに基づく意思決定」は異なる研究領域を構成してきた。前者は、研究者による体系的な研究によってある介入の有効性を裏付ける (品質保証) 場合に用いる傾向があるのに対し、後者は、目標設定をし、定量的、定性的データを収集、活用し、その後、改善策を設計、実施する取組において用いられる傾向がある。

エビデンス政策は現在、第一世代から第三世代へと進化してきたという。だが、第一世代の形態は尚も根強く存在する。その根底にあるのは、市場への普及の考えである。エビデンス政策と市場主義との親和性は高い。

エビデンス政策のこの特徴を反省的に捉えるとき、その中核にある「実験」の捉えがより重要な意味をもつ。進歩主義においても実験は重視される。ではそれとこれとどのように違うのだろうか。

ケネス・ハウは、実験主義 Experimentism と実験至上主義 Experimentalism という概念の区別をした。前者の実験は可謬的で多元的で、実験の結果は、実験を行う者と対象者と環境の有機的關係から成る世界に制限される。これに対し後者は、実験の結果を普及することが目的の上位にあるため、実験の世界から容易に飛び出してしまう。実験結果の確からしさが受け入れられるよう gold standard のブランディングがなされる。

オバマ政権に成立した i3 プログラムでは、4つのエビデンスの階層が用意された。それは、エビデンスとイノベーションのバランスをとるためであった。エビデンスの活用の促進が、革新性や創造性を阻害することになれば、それは意図しないことであろう。

¹ E-mail: kirimura-t49@ms.osaka-kyoiku.ac.jp

EBPM の哲学的難所—因果推論と政策形成の間

清水 雄也¹
京都大学

<キーワード> EBPM、因果推論、因果的異質性、法則マシン、因果モデル

科学哲学の観点から EBPM (Evidence-Based Policy Making) について考えるとき、その最も顕著な難所のひとつは、因果推論と政策形成との間のギャップにある。すなわち、仮に関心のある事象に関する因果推論に成功したとしても、そこで獲得した知識は実際の政策が成功することを理論的に保証しないという問題である。この問題は、一般に、①〈場所によって成立している因果的規則性は異なる〉という事実と、②〈しばしば因果を獲得する場所 (ソース) と利用する場所 (ターゲット) は異なる〉という事実から生じる。或る領域 D_s で成立している因果的規則性を知ったとしても、それに基づく操作戦略が D_t において同様に効果的であるというためには、さらに D_s と D_t に関する別の知識が必要になるのである。そして、そうした知識を通常の因果推論技法によって獲得することは難しいように見える。

因果的知識の利用可能性に関するこの問題はすでに広く認識されており、そのギャップを埋めるためのテクニックなどが様々な分野で提案・議論されている。公共政策分野においてもこの問題に着目した議論には一定の蓄積があり、その中には科学哲学の文献を参照して議論を深めているものもある。本報告では、特に①の事実 (世界の因果的異質性) に着目しつつ、科学哲学と公共政策の協働をさらに進めるための議論整備を試みる。具体的には、科学哲学の観点から EBPM について論じたものとして最もよく知られている N. Cartwright & J. Hardie の *Evidence-Based Policy: A Practical Guide to Doing It Better* (OUP, 2012) を軸に、3つのトピックについて論じる。

第1に、因果の本性をめぐる諸学説の形而上学的な位置づけをより正確に分類するためのポイントについて整理する。じつのところ、この論点は一般に考えられているよりも複雑で厄介な問題を含んでいる。第2に、Cartwright らの EBPM 論の背景にある、法則マシン (nomological machines) に関する理論のポイントを整理する。法則マシンは、世界の因果的異質性を説明するために Cartwright が前世紀に導入した独自概念だが、近年、その理論的内実を現代メカニズム論との関係から明確化する議論が提示されている。第3に、現代の標準的因果論と法則マシンとの関係を整理する。それらは対立するものと見なされることが多いが、その正確な関係について論じられることは少ない。

こうした議論整備により、理論間関係や用語法に関する混乱を除去・防止し、公共政策をめぐる哲学的議論や、哲学を踏まえた公共政策論をより有益かつ円滑に推進できるようになることが期待される。

¹ E-mail: socioliner@gmail.com

財政民主主義の現在地

司会者： 八木 信一¹

九州大学

登壇者： 吉弘 憲介 諸富 徹 掛貝 祐太

討論者： 鷺見 英司 佐野 亘

<キーワード> 財政民主主義、ポピュリズム、大阪維新の会、103 万円の壁、
直接民主主義

人口減少をはじめとした構造変化に加えて、経済・金融のグローバル化、気候変動、および感染症などによる外的ショックを受けやすくなっている社会経済環境のなかで、国家と財政の役割がいま改めて問われている。なかでも日本については、先進諸国のなかでも突出した規模での財政赤字を抱えており、国内外における様々な社会経済的課題に適応した財政運営が、国と地方自治体ともに求められている。しかしながら、新型コロナ対策において利用されてきた多額の予備費、東京オリンピックや関西万博などの国際的イベントにおいて膨張一辺倒となった財政支出、および地方税原則から乖離し、地方税収格差の是正効果についても限定的なふるさと納税などの問題を通して、議会制民主主義にもとづく（国家ならびに地方）財政の意思決定と運営を前提とした、財政民主主義が問われる場面がたびたび現れてきている。

そのような場面は、「手取りを増やす」ことを目的とした、国における租税や社会保険料に関する制度改革（案）や、一部の地方自治体で行われている所得制限なしでの各種無償化策にも見出すことができる。これらの改革では家計負担を直接的に減らすことが期待されているが、それによって財政を通じた共同負担によって社会的価値を実現するための熟議の機会を忌避していくことは、結果的に財政民主主義の退潮を促すことにつながらないだろうか。また、議会制民主主義とは異なる直接民主主義に、これからの財政民主主義の可能性を見出すことはできるのだろうか。本セッションでは以上のような問題意識を抱きながら、財政民主主義の現在地に関わる報告が行われる。各報告の概要は以下の通りである。

まず吉弘報告では、大阪維新の会による地方財政運営の特徴を通して、ポピュリズム的財政運営が財政赤字を膨張させる無責任性よりも、むしろ財政に基づく集合財の公的な配分構造を解体させ、頭割りで納税者に便益を戻させてきたことが取り上げられる。次に諸富報告では国家財政へと対象を移し、国民民主党が提起したいわゆる「103 万円の壁」がテーマである。この減税要求の背景には、インフレが進むなかで実質賃金は目減りする一方で、社会保障支出の対象者が依然として高齢者向けに偏っているなかで、現役世代にとって納税が「受益なき負担」として捉えられ、財政による所得再分配機能の強化が忌避されており、財政民主主義への不信感が募っていることが問題提起される。最後の掛貝報告では、議会にもとづく財政民主主義（財政議会主義）を相対化させるために、スイスを事例として直接民主主義による財政のコントロールに関する概観を踏まえて、参加型予算などを通じた日本における直接民主主義による財政民主主義の可能性について検討が行われる。これらの報告に対して、討論者も交えた活発な議論を期待したい。

¹ E-mail: yatsuki@econ.kyushu-u.ac.jp

ポピュリズムは財政に何をもたらすのか

—大阪における大阪維新の会の政策運営を材料に

吉弘 憲介¹
桃山学院大学

<キーワード> 財政ポピュリズム、大阪維新の会、大都市財政、集合財

2024年10月の衆議院選挙において、国民民主党が「手取りを増やすために、所得税の103万円の壁を壊す」という言説を用いて躍進した。この発言に対して、財政学者の一部は「財政ポピュリズム」の発露と批判を強めた(森信 2024)。「財政のポピュリズム的運営」を意味するこの言葉は、税収をばらまくことで個人負担を減じようとする政策の無責任性を糾弾するために用いられているように思われる。しかし、近年の政治学におけるポピュリズムの概念整理に従うと、こうした「無責任財政=財政のポピュリズム的運営」という評価はやや一面的ともいえる。

ポピュリズムとは既存の資源配分におけるエリート支配、大衆が資源配分から排除されていること、大衆の一般意志は民主的意思決定においては「最大限の」配慮をされるべき、というトライアングルの関係を持つものとされる(ミュデ&カルトワッセル 2018)。この中で、無責任財政として出力される政策と同時に、高齢者や移民などを「無駄遣いする人たち(つまり既得権益層)」として排除する福祉排外主義などの政策が生まれる。このうち後者は、均衡財政主義や小さな政府との親和性が高い。

本報告では、ポピュリズム的に運営される財政の本質的特徴として、マンサー・オルソン(1983)の集合財の議論を参考にしつつ、その実態的な運営の姿を2011年以降の大阪市財政の展開に基づいて説明することとしたい(吉弘 2021、2023、2024)。

報告者は、大阪維新の会の財政運営の特徴として、1) 大阪市の財政規模は大阪維新の会が強い影響を及ぼした以降でもそれ以前の水準と同等であり続けたこと、2) 人件費の急激な削減、3) 均衡財政主義的な債務管理、4) 委託費の構造的変化(財団法人から民間部門に随意契約先が変化)、5) 分配政策における普遍主義的性格などを挙げた。

これらの政策に対する大阪府民の評価を、クラウドソーシングを用いたアンケート調査の結果を分析することで、均衡財政主義への評価、普遍主義的政策に対する評価が非維新支持者においても相対的に高いことなどを明らかにした(吉弘 2024)。普遍主義は租税抵抗を弱め、増税に対する同意を引き出すとされているが、本研究ではこうした因果は単純に成り立たない可能性を示した。ポピュリズム的財政運営は、無責任財政というよりも既存の公的な資源配分構造を解体し、頭割りで納税者に便益を戻させようとする動きを持っているといえる。こうした解体運動は、集合財の供給における個人合理性の制限を解除する動きであり、その結果、政府は民主的な財政運営に理論的に失敗することになる(吉弘 2025)。ポピュリズム的財政運営の真の問題は、無責任性というよりも合意に基づく経済行為の解体にあることを結論で触れることとする。

¹ E-mail: yoshihiro@andrew.ac.jp

「103 万円の壁」と財政民主主義

諸富 徹¹
京都大学

<キーワード> 103 万円の壁、減税、財政民主主義、再分配機能

「103 万円の壁」問題は昨秋以降、最大の関心を集める経済政策上のトピックの 1 つになった。本報告では、「103 万円の壁」を通じて財政民主主義の意味を考えることにしたい。

国民民主党が、「103 万円の壁」問題を提起したのは、(1)それが「働き控え」を引き起こしていること、(2)インフレによって名目所得が上昇し、いわば「自動増税」が起きていること、大きくはこの 2 点からであった。しかし、(1)についてはすでに税制改正が行われて壁は取り払われており、(2)についても、1995 年以降の物価上昇率(CPI)である 10%(2023 年)~15%(24 年)をベースに考えると、課税最低限は 113~118 万円に引き上げるのが妥当、ということになる。与党の当初案である 123 万円への引き上げは、CPI 上昇率を基礎にしたものといえよう。国民民主党が要求する 178 万円への引き上げは、この観点からは「過剰な」引き上げとなる。

以上を踏まえると、国民民主党の問題提起の本質は「働き控え対策」ではなく、また「インフレ対策」でもなく、むしろ「国民への所得還元策」にあると解釈できる。大幅減税による「手取り増」の側面こそが、財務省解体デモに参加する人々や、国民民主党支持を表明する人々に強くアピールしている。

なぜ、これほどまでに減税要求が強くなってきたのだろうか。第 1 は、インフレに賃金上昇が追いつかないため、実質賃金が目減りして人々の生活が苦しくなっているためである。第 2 は、広井良典、宮本太郎といった社会保障／社会福祉の専門家たちが「人生前半の社会保障」の重要性を強調してきたにもかかわらず、いまだその支出のほとんど(約 8 割)が高齢者向けとなっていることである。

こうした事情から日本では、納税が現役世代にとって「受益なき負担」とイメージされてしまっているのではないか、というのが本報告の仮説である。だからこそ、減税要求が強いと考えられる。「受益がないなら、払いたくない」というわけである。

もっとも、課税最低限の引き上げは手取りを増やす反面、財政を経由して配り直されるお金の量を減らすことになり、財政の所得再分配機能は低下する。この機能をうまく作動させるには、多くの国民が納税に参加し、いったん税を能力に応じて納める必要がある。それを財源として今度は、所得水準に関わらず社会保障給付を均等に配分する。このお金の流れが太ければ太いほど、財政の再分配機能は高まる。国民民主党の提案は、この逆である。インフレでもっとも大きな打撃を被る人々が市場にさらされる結果、むしろ格差拡大の犠牲者になりかねない。

それでも減税が強く支持されるのは、「財政民主主義」への不信感、財務省のような国家機構への反感(なぜか市場や企業への反感ではない)、そして、財政を通じたお金の流れの不透明性への不満ではないだろうか。本報告では、この隘路からの出口はあるのか、問題提起をさせて頂くことにしたい。

¹ E-mail: morotomi@econ.kyoto-u.ac.jp

「直接民主主義＝ポピュリズム」なのか？

： 財政議会主義の課題と対策

掛貝 祐太¹
茨城大学

<キーワード> 財政民主主義、直接民主主義、財政議会主義、スイス

財政民主主義とは、財政にかんする民主主義的なコントロールである。従来の財政民主主義についての説明は、議会によって予算がコントロールされること、すなわち財政議会主義を中心としていた。しかしながら現実はどうだろうか。

コロナ禍以降に、国会での承認を必要としない予備費は膨大を続けた。そして、補正予算や基金といった国会のコントロールが効きにくいような形での歳出も増加した。その意味で、議会によって財政についての民主主義的なコントロールが、単なる建前としてしか機能せず、形骸化しているのではないかという懸念も、もつともであるような現状を目の当たりにしているのである。

こうした傾向は中長期的に、個人の政治的な行動が、どれだけ政治や社会に反映されるだろうと感じられるか（政治的有効性感覚）にもかかわってくるだろう。日本ではこの政治的有効性感覚が低いとされており、主観的な税の負担感（痛税感）が高いとされている。議会を介した税の使い途に民意が反映されていないと感じられるならば、痛税感が高まったとしても不思議ではない。

本稿が検討するのは、このように不機能に陥る財政議会主義に対する処方箋としての、直接民主主義という可能性である。まずは、日本における財政議会主義が現状、どのように不機能に陥っているのかについて考察する。そして、近年の民主主義理論と財政民主主義概念の接合をはかりながら、財政議会主義以外の方法での財政民主主義のチャンネルが、いかにしてありえるのかについて検討する。具体的には、報告者がこれまで専門としてきたスイスの事例において、直接民主主義的な財政のコントロールがいかに行われているのかについて概観する。これらを通じ、直接民主主義をポピュリズムと結びつけ過小評価することが、財政民主主義の可能性を考える上では早計であるということ論じる。そして、民主主義に関する理論的な議論の次元において、市民の判断能力や政治的知識について、これらがどのような示唆を与えているのかについて検討を行う。

さらに、こうした直接民主主義的な財政民主主義の発揮方法が、単に他国の先進事例としてではなく、日本においてはどのような可能性がありえるのかについても論じる。既に日本国内においても、参加型予算や、予算に関連する住民投票や情報開示請求を通じて市民が関与する事例は多い。これらの事例の検討を通じて、日本において潜在的に見出せる、直接民主主義的な財政民主主義の可能性について検討する。

¹ E-mail: y.kakegai@outlook.jp

イノベーション政策としての著作権法の立法過程

—フェアユース制度導入の日韓比較分析—

ハ スンビン
○河 昇彬^{1*}
*韓国外国語大学

○京 俊介^{2**}
**中京大学

<キーワード> 著作権法, 立法過程, イノベーション, フェアユース, 韓国

本報告は、デジタル・コンテンツ産業におけるイノベーション（技術革新）のあり方を大きく左右する法制度の導入の成否に関する政策形成過程の国際比較分析を行うものである。本報告の問いは以下の通りである。すなわち、元々類似した体系の著作権法をもつ日本と韓国において、日本では米国型のフェアユース制度の導入が検討されたものの実現せず、韓国では導入されたのはなぜか。

著作権法へのフェアユース制度の導入は、著作権侵害への対応を事前規制型から事後規制型へと転換することを意味する。日韓の著作権法では、著作物の使用行為のうち一定のものを列挙することにより、著作権が及ぶ範囲を定めている。他方で、権利者と利用者の利益のバランスを調整し、「文化の発展に寄与すること」（日本）、「文化及び関連産業の向上発展に寄与すること」（韓国）を目的として、著作権が制限される使用行為を定めている。この著作権を制限する方法について、日韓ともに従来は制定法にあらかじめ明確に定めておくという事前規制型の法制度を採用してきた。この法制度の下では、著作権が制限される使用行為として明確に定められていない行為については、著作権侵害と判示される可能性が高い。一方、米国著作権法に由来するフェアユース制度とは、著作権が制限される使用行為について、制定法では包括的・抽象的に定めておくものである。具体的にどのような使用行為が著作権侵害となるかについては、判例の蓄積によって明らかになるという意味で、事後規制型と言える。

著作権制度におけるこうした事前／事後規制の違いが、著作物の使用方法に関する事前予測が困難なデジタル・コンテンツ産業におけるイノベーションの成否に大きな影響をもたらす（事前規制型はイノベーションに不利）という指摘が存在する。そうした問題意識を背景に、日本においても2010年代に米国型フェアユース制度の導入が検討されたが、2012年と2018年の2度の著作権法改正を通じ、結果としては事前規制型の延長線上での制度改正（「柔軟な権利制限規定」の導入）に留まった。このような政策的帰結が実現した理由としては、フェアユースが英米法と親和的な制度であり、日本の著作権法の体系には馴染まないことがしばしば指摘される。しかしながら、日本と類似した体系の著作権法をもつ韓国においては、2011年の著作権法改正により、米国型のフェアユース制度が導入された。

本報告では、この差異がなぜ生じたのかを、フェアユース制度をめぐる日韓の著作権法の立法過程について、両国における立法の関係者に対するインタビュー等を含む詳細な事実関係の調査に基づきながら比較することにより明らかにすることを試みる。

¹ E-mail: cityknight2000@gmail.com

² E-mail: s-kyo@mecl.chukyo-u.ac.jp

政策波及における異時点間選択

ービネット実験を用いたミクロな意思決定の分析ー

白取 耕一郎¹
拓殖大学

<キーワード> 公共政策、政策波及、異時点間選択、波及メカニズム、ビネット実験

政策波及論は自治体の政策過程をマクロにとらえる特色ある研究分野であるが、政策波及メカニズム研究は国際的にも発展の途上にある。日本においては「一定数の自治体がある政策を採用していることにより他の自治体もその政策を採用しやすくなる」という現象を政策波及とすることが多い。これは、状況によっては政策の負の「外部性」（ある活動がその活動をコントロールする主体以外の主体に与える有意な影響）で説明が可能である。政策競争的な状況（例：ふるさと納税）はそれに妥当する。また、国際的な政策波及研究においては、正の外部性が「フリーライド」につながるという議論がある。他の自治体の政策に「ただ乗り」する状況があるということである（例：ホームレス支援）。

しかし、現実には、外部性の正負だけでは説明困難な事例が観察される。負の外部性があると思われる政策での先送り行動（例：環境アセスメント）や、外部性がない政策での先送り行動（例：障害者差別解消条例）などがそれに当たる。

本研究では、異時点間選択の理論と政策波及論を接合し、先行研究の理論を補う。異時点間選択理論によれば、意思決定者は現在行動する利益と将来その行動をする利益を比較して意思決定を行う。政策波及論を異時点間選択理論から再解釈した新しい理論によれば、自治体は行動の純便益が正かどうかを考えるだけでなく、自治体がいま政策採用する純便益と将来に政策採用する純便益を比較して意思決定を行う。客観的な政策の外部性というより、主観的な将来予測が波及パターンを説明する。

仮説検証のため、本研究では、正規雇用の地方公務員（N=1,080）に対してオンラインでのビネット実験を実施した。ビネット実験（Vignette Experiment）とは、架空のシナリオや事例（ビネット）を提示し、参加者の反応や判断を調査する実験手法である。

本研究では、回答者には、①負の外部性ビネット（ふるさと納税）、②正の外部性ビネット（ホームレス支援）、③外部性なしビネット（障害者差別解消条例）のそれぞれを表示し質問に答えてもらった。各ビネットには、それぞれの外部性（負、正、なし）について示唆する記述を配置した。各ビネットにおいて、「3年後に国が法律を制定する見込み」という記述、「市民がその政策により利益を得る」という記述をランダムに表示し、「すぐに政策を採用すべきだと思うか」に関連する3つの質問を7件法で尋ねた。

調査結果に対して、記述統計の比較と、各質問への回答を従属変数とする重回帰分析を行った。重回帰分析では、①負の外部性ビネットと③外部性なしビネットにおいて、法律制定の予測が政策を先送りする有意な傾向が見られ、この仮説は支持された（②はそもそも先送りの傾向が強かった）。ただし、市民に利益があるという表示は、一部のモデルにおいて交互作用項が有意になったものの、有意な影響を与えていないようであった。

この結果は、本研究のモデルの幅広い適用可能性を示しているものと解釈できる。

¹ E-mail: kshirato@ner.takushoku-u.ac.jp

厚生労働省の政策立案環境の変化に関する研究 ——アウトソーシングの増大と、官僚の役割に着目して——

○吉井 弘和¹*
*慶応義塾大学

松村 智史²**
**名古屋市立大学

<キーワード> 国家公務員、官僚制、人事制度、アウトソーシング、政策形成

近年、霞が関では、働き方改革の推進により労働時間の短縮が進む一方で、政策立案のスピードや業務の密度は増加し、官邸主導の影響が強まる中で、役所の政策形成機能の変容している。本研究では、30歳前後・40代前半・50代前半の世代別に各5名程度の現職官僚へのインタビューを基に、厚生労働省の業務環境の変化と、それによる若手官僚に求められる役割やスキルの変化について分析を行った。分析の結果、以下のことがわかった。

まず、労働時間の変化である。霞が関では、長時間労働の是正が進み、全体的な労働時間は短縮傾向にある。ICTの活用（Teams等）や国会対応の効率化により、待機時間が削減された。しかし、政策決定のスピードは加速し、求められる業務密度は増加している。また、一部の部局では、職員数の制約から業務負担が高止まりしており、十分な労働時間の短縮が実現していないという声もあった。

次に、政策の企画立案において若手官僚に求められる役割とその遂行に必要なスキルについて、三つの環境変化（政策ニーズの変化、アウトソーシングの進展、官邸主導の強まりによる政策形成の起点のシフトと役所内分業の進展）に伴う変化が語られた。

これらの変化により、若手官僚の役割は、従来の「自ら政策を考え提案し、政治と調整する」ものから、「アウトソーシングの進行管理」とそれを踏まえた「政策的意味合いへの翻訳とその事務的調整」へとシフトしている。組織としての今後の政策形成力に影響を与えうる具体的な課題として、「業務処理・調整が本来業務である」認識の増加（降ってくる仕事をこなすスタイルが主流に）、政策立案の経験不足（若手が自らの課題認識で政策を企画する機会が減り、経験のないまま補佐級に昇進）、離職率の上昇（数年で転職を考える職員が増え、霞が関の人材確保が課題となっている）が語られた。

こうした組織ニーズの認識に基づいて、若手の成長機会を確保し、組織として政策形成能力を維持・向上させるための施策が求められるという指摘があった。具体的には、役所の「シンクタンク化」（職員自身が1次情報から政策課題を考える仕組みを維持）、アウトソーシングの管理能力向上、若手官僚から幹部へと移行する段階での政治との調整スキル獲得の仕組み化、中途採用や再登用による専門性の高い人材の確保、政策への影響力を高めるSNS・世論の影響への対応といった施策の意義や必要性が語られた。

全体として、霞が関では労働環境の改善が進んだ一方で、業務の密度が増し、若手官僚個人の政策の企画立案スキルを育てる機会が縮小している。今後は、組織としての政策形成能力を維持・向上させるための仕組みづくりが不可欠となる。

本研究は、霞が関の働き方や政策形成のあり方の示唆を提供するが、若手をはじめとした官僚のスキル向上やアウトソーシングの適切な管理手法は、さらなる議論が求められる。

¹ E-mail: yoshii@keio.jp

² E-mail: matsumura@hum.nagoya-cu.ac.jp

Future(s) of democracy in Asia: Innovations, limitations, and academic challenges

Moderator: Shunsaku KOMATSUZAKI¹

Hiroshima University

Panelists : Tsuey-Ping Lee Piyapong Boossabong Makoto Fujiu

Discussant: Yukio Adachi

<キーワード> 国際、アジア、民主主義、イノベーション

1. セッション概要

As the limitations of democracy have been argued in creating a sustainable society, participatory governance practices have been conducted at various scales, and new models of democracy utilizing digital technology have been explored. In this session, we would like to introduce the latest initiatives toward a democratic and sustainable society. Pursuing a foundation for accelerating international academic activities in Asia, we will also discuss issues unique to Asia or each country and universal lessons.

2. 発表タイトル・概要

- Tsuey-Ping Lee 氏 (National Chung Cheng University, Taiwan)
“Taiwan’s Democratic Laboratory: AI Applications for Transparent and Inclusive Governance”
At a time when democracies worldwide face mounting challenges, Taiwan has been testing various AI tools for democratic innovation. This presentation explores how Taiwan deploys AI tools to combat disinformation, enhance citizen participation, and improve government transparency. From the Cofacts system that flags misleading content to the Taiwan platform that builds regulatory consensus, Taiwan’s experiments offer valuable insights for combating threats to democracy in the digital age. These applications demonstrate how AI implementation can strengthen democracy and create more responsive governance systems.
- Piyapong Boossabong 氏 (Chiang Mai University, Thailand)
“Utilizing Digital Technology to Enhance Democratic Policy Design Processes: Lessons from Chiang Mai City Lab, Thailand”
Draw key lessons from the five-year City Innovation Lab project in Chiang Mai, Thailand. The project facilitated democratic policy design processes by leveraging digital technology to co-create urban policies. This democratic practice offers an alternative imagination on democratic innovation and participatory governance.
- 藤生 慎氏 (金沢大学)
“(TBD)”

共通論題 1 学際分野としての公共政策学のこれから

司会者： 清水 唯一朗¹

慶應義塾大学

登壇者： 松田 憲忠 牧原 出 土山 希美枝

討論者： 石橋 章市朗 田中 孝男

<キーワード> 公共政策学、社会的貢献、市民の育成、時間スケールと空間スケール
総合と分化、フラクタルな連環

公共政策学会は来年、創立 30 年の節目を迎えます。この 30 年、公共政策が向き合う課題、構造、行動、そして私たちの持つ知の体系も大きく変化を続けてきました。公共政策学がその名のとおりに「公共」のための学問であるならば、私たちは現状を見据えながら、その先にどのような学問的実践を行うのでしょうか。そのことを考え、つなげていく共通論題を設定しました。深い問題意識を持って取り組んで来られた 3 名の会員から公共政策学が持つべき構え、捉えるべきスケール、総合と分化の交差という三つの視点で報告をいただき、立体的に捉えていきます。

松田報告「公共政策学をとりまく苦悶」：公共政策学における学際性の重要性を検討したうえで、公共政策学に携わる私たちにはどのような姿勢が求められるかに目を向ける。とりわけ、公共政策学に期待される社会的貢献を念頭におきながら、多様な専門分野からの知見が有機的に繋がるための学術的活動と、そうした学術的活動の成果としての学際的な知見が市民の育成に寄与するための教育的活動に論及し、公共政策学における学際性をめぐる問題提起を行う。

牧原報告「公共政策をめぐる時間と空間」：公共政策研究の出発点から現在に至るまでを俯瞰する際に、本報告では政策研究が対とする時間と、それをめぐるアクター間の相互交渉が進展する空間スケールの軸から考察する。前者については、歴史研究、政策発展といった長期的な政策研究と、近年のデジタル化による社会変化の加速が政策にもたらす影響とが主たる素材となる。後者については、当初は主権国家を対象とする空間スケールが、国際機関や地方自治体というグローバルなスケールへと対象を広げていった点に着目する。政策研究はどこへ向かうかを考えたい。

土山報告「課題解決の総合性、専門の分化性」：政策は「課題解決のための目的と手法の組み合わせ」とされるが、政府政策を含む公共政策の現実を見ると、課題も目的も手法も、唯一特定されて純化されることは、ほぼありえない。これら要素は輻輳して入り交じり、フラクタル図形を思わせるような連環を持つこともある。こうした政策の「総合性」にたいして、研究は、「分化性」を深めて専門化していく。「学際的」である公共政策研究は、総合性と専門性にどう向き合うかという古くて新しい問いを持ち続けていることを確認する。

討論には、政策過程論に深い見識をもつ石橋会員、自治体行政および法制度に精通した田中会員をお迎えしました。おふたりの知見を掛け合わせつつ、フロアのみなさんと公共政策学の展望をじっくり考える機会にできればと思います。どうぞご参加ください。

¹ E-mail: yuichiro@keio.jp

戦後地域開発再考

—政治による事前調整の不在と争訟化—

司会者：阿部昌樹

*大阪公立大学

登壇者： 稲垣浩 加藤雅俊 徳久恭子
討論者： 手塚洋輔 阿部昌樹（司会と兼任）

<キーワード> 合意形成、調整スケール、「手打ち（妥協）」、統治機構改革、争訟化

本企画の目的は、政治による合意形成機能の変質を通時的に検討することである。事例には、2つの理由から諫早湾干拓事業を選択した。一つは、当該事業が構想から完成までに半世紀を要し（1952年～2008年3月）、現在も係争中の案件を抱えるように、事業をめぐる合意形成の過程が長期にわたることで質の異なる紛争を扱えるからである。もう一つは、統治機構改革の影響を検証出来るからである。政治による合意形成のあり方は、中選挙区制に規定される派閥に集約された議員の系列化に特徴づけられたという仮説に従えば、選挙制度改革や市町村合併の影響は看過できない。通時的な分析は、政治による合意形成機能の変質を捉える際に、複眼的な要因の洗い出しを可能にする。

本企画が地域開発を紛争ではなく「合意形成」という視座から捉えるのは、「平時」（日常）に関心を払うからである。ダム開発など強制的な立ち退きを伴う例を除けば、住民の多くは紛争後も地域に居住し続けるため、亀裂が深まる前に「手打ち」をすることが合理的な選択（そこで生きる知恵）となる。むろん、当事者間での妥結は容易でなく、公益の実現を目指す政治に解決を頼ることになる。政治家は相反する利益について妥協点を示し、平時に戻すこと（日常への回帰）で社会的な支持と信頼を得る。

とはいえ、政治による調整は一律でない。スケールにより対応と効力が異なる。紛争が特定の領域に止まる場合、利害関係者は共通の利益を見出しやすく、紛争の長期化に伴うリスクの予見性も高いため「手打ち」（妥協のタイミングや程度）という慣行に則った合意形成が可能になる【徳久報告】。ところが、紛争が領域を超えると利害関係者の増加や権限の所在の複次化により調整コストが高まる。「手打ち」の作法も複数化することで、新たな妥協点の提示が不可欠で政治的手腕が強く問われることになる【稲垣報告】。

90年代の統治機構改革は一連の行為を大きく変えた。社会には、司法による紛争解決を期待させ、政治による合意形成機能を浸食した。政治による解決は乖離しがちな個別利益と集合的利益を再結合させることで公益の実現を目指すのが、司法による解決は集団の利益を細分化することで個別利益の実現を目指すからである。訴訟は当事者性を問うことから、集合的・公共的利益の再考を社会に迫ることは反射的にしかなしえず、そこで問われる公共性は地域住民に共有されがたい。しかも、「有事」（非常時）としての紛争解決を担う司法は係争中である限り地域社会の亀裂の深化を受忍するし、解決後の修繕は自助を基調にする。そのことは、当事者の日常への回帰を阻害しかねない【加藤報告】。

政治による解決がレジリエンスを持つ一方で、司法による解決はそれを保障しない。本企画は公共政策研究の新たな課題を討論者やフロアの方々と考えたい。

地域開発をめぐる名望家ネットワークによる利益表出と「系列」による調整

徳久 恭子¹
立命館大学

<キーワード> 合意形成、名望家、系列、平時、不在地主化

本企画は諫早湾干拓事業を対象に地域開発における利害調整のあり方の変質【「政治による合意形成（事前調整）」から「司法による事後的な紛争解決」へ】を共通の分析視座から検討する。本報告では、はじめに分析視座と時期区分【①領域内の合意形成：西岡竹次郎・佐藤勝也知事時代、②領域を超える合意形成：久保勘一・高田勇知事時代、③争訟化する合意形成：金子原二郎・中村法道知事時代】を簡単に説明する。そのうえで、西岡県政(1951.5.6～1958.1.14)と佐藤県政(1958.3.2～1970.3.1)にみる、領域内における政治による合意形成を検討する。

西岡は自民党一党優位体制が実現する以前の県政を担った人物で、自らが構想した「大干拓構想」を、戦前に築いた代議士ネットワークをフル活用して事業化の道をつけた。西岡の急逝により事業は後任の佐藤に委ねられたが、佐藤は合意形成を軽んじ、漁民との対立を深めることで事業化を遅らせた。膠着状態の打開には佐藤を説得する必要があったが、佐藤は予算の箇所付け等を武器に市町村長や地方議員の支持を巧妙に取り付け、庁内では人事権を駆使して意に倣う陣を敷いたため難しかった。これを問題視したのは県の経済的発展を志向する国会議員であった。国政選挙に注目すれば、対立関係にあった代議士らは「平時」における県益の実現に向けて協力関係を築き、系列の地方議員に超党派連合を組ませることで知事に圧力をかけた。知事選においては、現職知事を推す自民党執行部に背いて対立候補擁立を試みなど独自の動きをみせた。換言すれば、代議士ならびに系列地方議員の行動は地方政治の動態に規定されたのであり、国政選挙というイベント（非日常）の力学と異なる作動を示したのである。系列関係にある国会・地方議員の存立基盤が有権者の支持にある以上、地域の紛争解決や経済発展を生む事業の実施は無視できず、「平時」（日常）においては短期的な利益ではなく、中長期的な共通の利益の実現を優先させたと考えられる。

上神(2008)や辻(2008)の指摘にあるように、国政に注目した政党研究や選挙研究においては、継続的な関係に基づくインフォーマルな系列関係や地方特有の組織化が党の一体性を阻害するとの指摘が強調されがちであるが、地方には地方の論理があり、地方の利益表出と集約は何により担保されてきたかを論じることは戦後政治を知る鍵となる。自民党一党優位体制を支えた議員たちの機能が後続世代(二世議員を含む)に継承される保証はなく、機能の低下が政治不信の引き金となる可能性を残すからである。本企画は、これを「系列の制度化」と「不在地主化する議員」という枠組みで捉えるが【徳久・稲垣報告】、合意形成の要となる議員の変質と統治機構改革の合流がどのような帰結を生みだしたかについては、加藤報告に譲りたい。

¹ E-mail: tokuhisa@law.ritsumeimei.ac.jp

着工をめぐる問題の広域化と政治による調整

稲垣 浩¹

國學院大学

<キーワード> 合意形成、地元、調整、領域、地域政治

本報告では、諫早湾干拓の再開から着工までの時期を対象とする。この時期の大きな特徴は、調整池を用いた利水事業など多目的な開発を行う「長崎県南部総合開発事業（南総）」へと干拓事業が拡大し、事業領域も諫早湾外の県内地域に広域化したことである。一旦南総は休止となるが、休止による事業廃止を恐れた九州農政局の意向や、当時の世界的な食糧増産の要請などから、当時の久保長崎県知事は約半年後に再開を決める。再開後は、南総が掲げる「全体の利益」や、ノリの豊作による価格のだぶつきなどから漁民側も補償交渉に応じるようになり、諫早「湾内」漁民との漁業補償は大筋で合意を見る。

しかし、大筋合意による実現可能性の高まりは「湾外」という合意形成領域の更なる拡大をもたらす。特に、それまで合意形成過程から事実上排除されていた島原地域の漁協や有明海沿岸県の漁連は、水産族の大物である鈴木善幸農相に働きかけ、湾外・県外を含めた有明海沿岸漁民の合意を着工の条件とすることを認めさせた。大蔵省も農水省に早期の地元合意を求め、事業の中止を示唆する農相も現れる。こうしたなか、久保と交渉を続けていた香月佐賀県知事は、長崎県や農政局に対して干拓規模の縮小を提案する。佐賀、長崎、福岡、熊本の各県と農政局を加えた「五者委員会」で具体的な縮小規模が議論されたが最終的な合意には至らなかった。その間「湾内」漁民は補償が開始されず、経済的に厳しい立場に置かれるなど、南総は「進むも地獄、退くも地獄」の状況に陥っていく。

これに対し、衆院旧長崎2区選出で水産族の金子岩三が「南総をまとめるため」に農相に就任し、大臣としての立場から南総の中止と防災干拓への変更を決断する。元々諫早地域は洪水が大きな課題であったことから、「防災」は地元関係者の合意も得やすく、南総中止により再び「湾内」に県内における合意形成の範囲を留めることもできた。また金子は、事業規模の大幅縮小を提案し「湾外」との「手打ち」を図ろうとした。こうした金子が転換した方針はその後引き継がれ、福岡・佐賀・熊本各県選出の国会議員（元職含む）の調停を経て、最終的に「湾外」との合意に結実し着工に至る。

対立を引き起こした佐藤に対して合意形成を重視した久保は、干拓の利益を多方面に配分することで合意を促した。それは、湾内漁民の反対を「全体の利益」と相対化させることで、漁民を説得する材料でもあった。しかし、領域の拡大は争点が分散化することで全体の合意調達を困難なものにさせた。加えて合意調達の遅延は、先に事業に合意した人々と、事業に反対し続ける人々との間の潜在的な対立をもたらした。

また、諫早湾干拓事業では、長崎県が合意を調達しなければ、国が事業を中止することもできた。久保は、国を引き留めるために合意形成に取り組むが事実上失敗する。金子が「南総計画をまとめるために」「農相」となって事業に介入し着工に道筋をつけたことは、公共事業をめぐる国地方間の関係構造や、国の事情のみならず地域独自の政治構造をも知る「在村地主」国会議員の調整手腕などによってもたらされた現象と考えられる。

本報告では、こうした着工までの過程とその構造について考察していくことにしたい。

¹ E-mail: inagakih14@gmail.com

裁判闘争の非意図的な帰結

—諫早湾干拓紛争からみる「司法と政治のダイナミズム」と紛争処理に向けて—

加藤 雅俊¹

立命館大学

<キーワード> 裁判、司法、調整メカニズム、統治機構

長崎大干拓構想から長崎南部総合開発事業を経て、国営諫早湾干拓事業（以下、諫干）に結実する過程は、多様な主体が関わり様々なレベルで展開された調整に基づいて、地域における対立を乗り越え、社会的な合意を形成する長い歴史であった。社会的な合意に基づき進められた諫干は、着工後に、深刻な地域分断や混乱を引き起こした。諫干は、1986年に事業計画が決定し、1989年には着工し、1997年には潮受堤防が締め切られ、2007年に完成するが、工事が進むにつれて有明海の漁業に影響が生じた。漁業への影響に対して、まず政治および行政の回路を通じて利害調整が進められた。例えば、2000年のノリ不作を受けて、農林水産省は専門家委員会を設置し、その提言を受け、潮受堤防の短期開門調査を実施した。そして、漁業への影響に関する利害調整の成果として、議員立法で、2002年に「有明海・八代海特措法」が制定された。しかし、漁業者の一部は、この利害調整に不満を感じ、事業の差し止めや開門調査の実施を求めて、裁判闘争に出た。2008年に佐賀地裁で、開門調査の実施を認める判決が出され、2010年には福岡高裁でも、佐賀地裁判決を支持する判断が示された。菅直人首相（当時）は上告を断念し、開門判決が確定することになった。これに対して、農業者や低平地に住む住民は、開門の差し止めを求めて、裁判を行うことになった。長崎地裁で、2013年に差し止めの仮処分が認められ、2017年には開門差し止めの判決が出された。潮受堤防の開門をめぐる異なる司法判断が並立する状態となったが、司法はこの膠着状況を打開すべく、和解による解決を促したが、開門をめぐる立場の隔たりから不調に終わった。最終的には、2023年に最高裁において、福岡高裁における開門判決の効力が無効であることが確認され、司法の統一的な判断が示された。

一連の裁判闘争において、開門賛成派と開門反対派の間には深刻な対立が生じただけでなく、地域住民は、諫干から距離を取るようになった。加えて、裁判闘争が長引くなかでは、事業自体に遅れが生じるだけでなく、事業を前提とした地域開発も後手にならざるを得なかった。

「社会的な合意に基づいた諫干は、着工後に、なぜ／どのように分断や混乱を生み出したのか。この分断や混乱は、どのように乗り越えられるのか」。本報告は、司法という調整メカニズムの特徴と、それが他の主体・機関と相互作用することで生み出されるダイナミズムに注目して検討する。すなわち、司法は、多面的・多元的な紛争を、二当事者間の権利義務関係をめぐる争いに収斂させることで、円滑な処理を目指すため、曖昧な対立を明確な紛争へと変化させるだけでなく、直接的な当事者以外の関与を難しくさせる。また、公共事業の是非が司法の場で争われる場合、政治・行政は、統治機構における司法の機能を尊重せざるを得ないため、当該事業は一時的に止まらざるを得ない。司法という調整メカニズムの限界をふまえて、本報告では、当該地域における新たな社会的な合意の形成が必要なこと、その際には、政治・行政のサポートのもと、異なる利害を有する多様な主体が関与し、真摯な議論を行い、拘束力ある決定をなすことが重要であることを示す。

¹ E-mail: mkato@fc.ritsumei.ac.jp

デンマークの社会住宅地区における協働型ガバナンス

○福森 憲一郎^{1*}

*日本大学

<キーワード> 協働型ガバナンス、社会住宅地区、ゲッター

本報告はデンマークの住宅政策における移民の取り扱いに着目することにより、協働型ガバナンスにおいて政府によるコントロールが果たす機能を明らかにする。デンマークの主要都市郊外に多く存在する社会住宅（非営利住宅）地区では、1970年代に移民や難民の集住が進展し、1990年代には貧困化や治安悪化が指摘されるようになった。2000年代に入ると移民・難民に対する待遇の厳格化や社会住宅地区の治安強化が政府によって取り組まれるようになり、大規模な再開発計画やリノベーション計画も発表されるようになった。

政府は2010年10月に特定の基準を満たした社会住宅地区を「ゲッター」と定義し、該当する地区をゲッターリストとして公表した。ゲッターとなる基準には失業率や犯罪率の他に、非西欧圏からの移民の居住率が挙げられている。ゲッターリストは毎年公表されており、2018年3月には2030年までにゲッターをなくすことを目標とするゲッタープランも発表された。ゲッタープランによると、過去4年間にわたりゲッターリストに指定された地域に対しては、社会住宅の割合を40%にまで減らすための開発計画の作成が義務付けられ、計画が策定されなかった場合、政府は対象の住宅を接收し、民営化もしくは取り壊しを行う。

社会住宅の運営に関しては、居住者自身が住宅の管理や運営に強い影響力をもつ伝統が存在しており、アクター間における協働が特徴とされてきた。社会住宅地区は協働型ガバナンスを実践する場の一つであり、協働の過程と結果に影響を与える要因として民主的な制度設計に注目が集まってきた。社会住宅地区を対象とした分析においては、各自治体における制度設計がアクター間の協働関係に与える影響に注目が集まってきた。移民や難民をめぐる問題への取り組みは、協働型ガバナンスが機能しているかどうかに関わる論点の一つである。

本報告は、ゲッターに指定された社会住宅地区の一つとしてコペンハーゲン市のミョルナーパーケン（Mjølnerparken）を取り上げる。ミョルナーパーケン地区では、住民の80%以上が非西欧圏の移民・難民を占めており、犯罪率の高さも指摘されてきた。コペンハーゲン市は2015年に開発計画を決定し、2018年に政府がゲッタープランを発表すると、市は住民に対して立ち退きを求め、再開発に取り組んできた。住民数が減少したことによりこの地区は2023年のゲッターリストから外れることになったものの、開発計画が実施される過程では住民から立ち退きに対する反対の声も上がった。

ミョルナーパーケン地区におけるゲッター化への対策は、政府主導の計画に基づいた対応であったことから、社会住宅地区のガバナンスにおいては、アクター間に対立を生じさせるものであった。本報告は、問題解決のために中央からの介入が行われた結果、アクター間の協働関係にいかなる変化が見られたのかを明らかにする。

¹ E-mail: fukumori.kenichiro@nihon-u.ac.jp

地方自治体における高齢者移住の 受け入れ状況に関する検討

—福祉マグネットの観点から長野県77市町村を対象に—

小島 大知¹
長野大学大学院

<キーワード> 地方創生、長野県、高齢者、移住施策、スクリーニング

1. 本報告の背景

日本における人口減少と少子高齢化の進行に伴い、国の「地方創生」政策のもと、地方自治体は様々な移住施策を展開している。しかし、自治体は移住希望者を無条件に移住施策の対象としているわけではなく、年齢や世帯構成などの要件を設定し、移住希望者をスクリーニングする等の例が散見される。本研究では、実際には、福祉が移民を引き付ける効果が弱い技能移民ほど福祉の充実した国を選択するという「福祉マグネット」(Peterson, 1995)の理論を援用し、移住施策における福祉政策の関連を検証する。さらに、中澤(2017)の東京圏を対象とした先行研究を踏まえ、研究対象を戦略的に長野県に限定した上で、これまで研究の対象とされてこなかった地方圏における移住施策に課される要件に着目し、市町村の移住施策要件の比較から、自治体の高齢化率や生産年齢人口との相関を統計的に検証することで、政策に内在する年齢バイアスの実態を明らかにする。

2. 長野県における移住施策要件比較表の作成と研究手法

本研究では、移住施策における受け入れ要件の傾向と特徴を市町村が作成した「要綱」に基づき分析した。移住施策要件比較表では、移住施策の「要綱」の分析を通じて浮上した、スクリーニングとして作用する可能性のある要件を整理し検討したうえで、6つの要件カテゴリー、すなわち、①年齢要件、②世帯要件、③出身圏域要件、④収入(所得)要件、⑤住宅要件、⑥就業要件に分類し、その要件数を明示した。もっとも、一つの移住施策の中にも、①年齢要件や⑤就業要件を含むなど、幾つかの要件が重複して組み合わせられている事例が多くみられた。重複したケースについては、両方のカテゴリーに位置づけた。また、要件に合致した場合に補助金額を加算する加算要件についても算定した。このように、長野県77市町村に対して6つのカテゴリー化を行うことで、長野県内の市町村レベルにおいて移住施策にどのような要件がどれだけ課されているのかを明示した。その上で、人口政策である移住施策の本質を解明する手掛かりを得るために、自治体の人口統計データと移住施策の要件を用いた相関分析及び回帰分析をSPSSを用いて実施した。

3. 考察と課題(分析結果)

結果、第一に、移住施策における要件の構成要素としては、「②世帯要件」のスケールが最も大きかった。第二に、年齢要件と高齢化率に相関性が認められた。回帰分析の結果、決定係数は低いが、高齢化率が上昇すると、年齢要件の厳格化が統計的に示唆された。第三に、地域社会の維持・活性化を目的とした柔軟な要件の使用例が見られた。なお、現在多角的に検証をするためにクラスター分析を実施している。その結果については別紙において発表する。本研究の課題として内容の一般化に向けた全国的な調査が挙げられる。

¹ E-mail: fm2402dk@stu.nagano.ac.jp

再生可能エネルギー施設立地に伴う 近隣住民の立地プロセスへの関与意向の分析

○馬場 健司^{1*}
*東京都市大学

<キーワード> 風力発電、メガソーラー、合意形成、環境アセスメント

1. はじめに

再生可能エネルギー(再エネ)導入を巡る環境アセスメント制度については、風力発電の制度対象化以降の進展はあるものの、地域社会での対立は依然として発生しており、脱炭素社会を目指す中では再エネ施設立地に係る合意形成は重要な課題である。対立が発生する背景には、地域社会において生命、財産や生業へのリスクを巡ってステークホルダーが利害調整を求めるケースがある一方で、自らの主張を声高に掲げる一部の団体が全国的なネットワークを組織し、SNS等によりファクトとフェイクの境界領域を創出してサイレントマジョリティを巻き込み反対活動を展開するケースもある。筆者らが進めている研究プロジェクトでは、全国と地域、サイバー空間と現実空間にて重層的(マルチレベル)に合意を形成する方法を明らかにしようとしている。本稿では、全国の再エネ施設立地地域住民を対象として実施した質問紙調査の集計分析結果を報告する。

2. 調査の概要

環境省「環境アセスメントデータベース(EADAS)」を用いて、大規模風力発電所、大規模太陽光発電所(メガソーラー)が立地している市区町村を抽出し、ここに居住する調査会社のパネルを対象として、2025年2月13-18日にウェブ調査を実施した(回収数: 2,000)。

3. 主な結果

まず、全サンプルのうち、生活圏内に再エネ施設が立地している回答者は24.8%を占める。この狭義の立地地域住民がもつリスク認知は、特になし(49.0%)、土砂災害/水害(8.3%)、動植物など生態系への悪影響(7.5%)が上位を占め、ベネフィット認知としては、特になし(55.8%)、地球温暖化問題の解決への貢献(15.9%)が上位を占めている。これは同種の調査を2005年に実施した結果(馬場他, 2009)と概ね同様の傾向である。全サンプルで集計した地球環境と地域環境とのトレードオフに対する考え方については、地域環境保全を優先する考え方への支持が61.6%を占め、2005年調査結果の69.5%と類似の傾向である。また、再エネ施設立地プロセスに対する態度をセグメント化すると、活動的参加層(一般論としても自分事としても関与すべき: 63.2%)、無関心層(一般論としても自分事としても関与しない: 11.9%)、観察層(一般論としては関与すべきも自分事としては関与しない: 22.8%)となり、2005年調査結果とは各々25.8%、31.5%、40.3%と大きく異なっている。さらに、受容可能な社会的意思決定の方法として、住民投票(44.5%)、地域の利害関係者会議(17.9%)、地域によらない利害関係者会議(6.7%)、地域の市民会議(11.3%)などが挙がっており、2005年調査結果もおおよそ傾向は同様であるが、住民投票が69.5%から大きくポイントを落としている。2005年調査では上記の関与意向セグメントは様々な他の態度行動の変数に影響を及ぼしており、今後、各セグメントの特徴や合意形成のあり方について明らかにしていく。

¹ E-mail: kbaba@tcu.ac.jp ※本研究は環境研究総合推進費 1MF-2401 の支援により実施された。本稿は小杉素子氏(静岡大学)との共同調査を筆者の責任で取りまとめたものである。

政治コミュニケーション研究の展開

—メディアと感情政治—

司会者：木下健¹

*福岡工業大学

登壇者：①岡田陽介・後藤心平・戸田香・遠藤勇哉・河村和徳、

②三谷文栄、③大森翔子・浅野良成・金子智樹・谷口将紀

討論者：小林哲郎、木下健

<キーワード> ポストトゥルース、感情、マスメディア、世論、認知、フレーミング

フェイクニュースが跋扈するようになり、真実よりも感情に訴えかけるポストトゥルース政治が台頭してきている。それはインターネットが普及した結果、マスメディアからソーシャルメディアがより影響力を持つようになり、人々はフィルターバブルの中に入り孤立することで特定の価値観を含む情報にのみ接触する状況が生み出されているためである。公共政策学は政治コミュニケーション研究に対して、どのようにアプローチし、理解すべきであろうか。ポストトゥルース政治と言われる状況下で、メディア、政治家、有権者はどのように政治コミュニケーションと向き合うべきか。政治コミュニケーション研究の多様な展開を踏まえて、言語・非言語に関する政治コミュニケーションを考える。

日本公共政策学会において、政治コミュニケーション研究は十分に議論されてきたとは言いがたい。政治コミュニケーション研究は政治学、社会学、言語学など公共政策学に関連する多分野にわたるにも関わらず、安全保障政策や経済政策といった個別の政策とやや乖離があるためである。ただし、公共政策学と政治コミュニケーションを考える上で、Harold Lasswell (ハロルド・ラスウェル) の存在を忘れることはできない。ラスウェルは、政治宣伝やプロパガンダの研究を行い、スローガンやキーワードなどの内容分析を通じて、人間の行動を動的に捉えた。さらに権力とエリートの研究において、価値を最大限獲得しようとするものをエリート、その他を大衆と分類し、政治心理学研究を進展させた。政策科学と政治コミュニケーションは、隣接していることを認識しておく必要がある。

マスメディア、政治家、有権者などのアクター、あるいはアクター間の政治コミュニケーションを研究対象にしようとする場合、個別の政策よりもイメージや認知、態度に焦点が当てられることが多い。特に1990年代以降、情動 (emotion) や感情 (feeling) が注目されるようになり、動機付けられた推論 (motivated reasoning) に関する熱い認知 (hot cognition) と言われる情動が意思決定過程に及ぼす影響についての研究が活発となっている。政治コミュニケーション研究では、誰が、どのような場面で、いかなる言語・非言語、フレーミングが用いられるかに着目されることが多く、近年では実験手法が用いられることで、ネガティブメッセージや個別のフレーミングなどが政策態度に影響を及ぼすことが論じられている。本セッションでは、感情政治に着目し、メディア、政治家、有権者の関係を問い直し、公共政策学と政治コミュニケーション研究の関連を探究することで更なる議論が喚起されることを期待する。

¹ E-mail: kinoshita@fit.ac.jp

非言語情報としての声の違いがアナウンサーの印象 およびニュースの認知に与える影響

○岡田 陽介^{1*} 後藤 心平^{**} 戸田 香^{***} 遠藤 勇哉^{****} 河村 和徳^{*****}
*拓殖大学 **広島経済大学 ***京都女子大学 ****大阪大学 *****拓殖大学

<キーワード> 政治コミュニケーション、メディア、政治ニュース、声、アナウンサー

政治コミュニケーションにおいては、政治家が政策や公約を有権者に提示し有権者がその政治的情報をもとに政治的判断を行い、政党や候補者への支持・不支持を決めたり、選挙での投票先を決めたりすることが前提となっている。政治的情報は政治家本人が行う街頭演説での演説内容や選挙公報などによるものもあれば、テレビやラジオによるメディアの報道によるものもある。

テレビやラジオによる報道は主としてアナウンサーの非言語情報である「声」によって行われる。政治家の「声」を実験刺激とした先行研究では、低い声が「好感度」や「信頼度」などの印象を高める結果が得られているが (Tigue, Borak, O' Connor, Schandl & Feinberg 2012; Klofstad, Anderson & Peters 2012; Anderson & Klofstad 2012; 岡田 2017, 2021)、そうした知見に基づけば、アナウンサーの「声」の性質の違いが、アナウンサーの印象だけでなく、ニュースの内容そのものの伝わり方を左右するとも考えられる。

メディアによる報道は放送法や公職選挙法によって「政治的に公平であること」が求められる。報道では有権者の政治的判断や決定に影響を与えないという指摘がないように、報道内容や報道量といった言語情報に対する公平性を確保することが重視される。しかしながら、情報を伝達するアナウンサーの「声」という非言語情報が影響を与えるのか、また、その公平性の確保には目が向けられていない。

実際に、「令和6年能登半島地震」(2024年1月)では、大津波警報発令に際し、NHKの女性アナウンサーが強い口調で避難を呼びかけたことが大きな話題を呼んだ。また、政治ニュースや政見放送のアナウンスにおける合成音声での読み上げに対しては、視聴者からの違和感や不自然さの指摘に応じて改善が繰り返されたりもしているなど (NHK 2024)、アナウンサーの「声」によって、異なる印象を与える可能性は排除できない。

本研究は、内容の異なる2種類のニュースについて、実在の民放テレビ局の男女アナウンサーが異なる高さ(高い声/低い声)で読み上げた音声を実験刺激に用いた実験により、政治ニュースを伝達するアナウンサーの「声」の性質が、アナウンサーの印象評価やニュースの内容の伝わり方に与える影響を検討することを目的とする。具体的には、アナウンサーの性別と声の組み合わせにより作成した実験刺激を実験参加者間要因、ニュースの内容を実験参加者内要因とし、感情温度計を用いてアナウンサーの「声」から伝わる「好感度」と「信頼度」、ニュースの「緊急性」を測定するサーベイ実験(18歳以上の日本在住男女2,000人を対象)を実施し、同じニュースであっても非言語情報としての「声」の性質によって伝わる政治的情報が異なる可能性を検討する。

¹ E-mail: oyohsuke@ner.takushoku-u.ac.jp

感情・メディア・政治

—政治コミュニケーション研究における「感情」の位置づけとその展開—

○三谷 文栄^{1*}
*日本大学

<キーワード> メディア、感情、客観性、物語、ジャーナリズム

感情政治に多くの関心が寄せられている。その背景の一つに、2016年のアメリカ大統領選挙でトランプ候補が勝利したことが挙げられる。この選挙では、ポピュリズムの活性化に「怒り」などの感情が密接に関わっている点も注目された。また、米国では2001年同時多発テロを背景としたテロ対策などの政策面でも感情の研究は応用されている。このように「感情」が現代政治における重要な要素の一つとなっている。

政治学分野においては、「感情」は重要な分析概念であり続けてきた。とはいえ、現代的な感情政治を理解するうえでは、それがメディアテクノロジーと、それを介して行われるコミュニケーションという要素との関係を理解することが不可欠であろう。それでは、メディアと政治の研究、特に政治コミュニケーション研究においては、「感情」がどのような概念として捉えられ、分析枠組みとして応用されてきたのであろうか。

感情の研究は19世紀後半からはじまり、現在では多様な領域で進められている。しかし、いかなる国家、社会、文化においても同じように感じ取られる基本感情があると想定する普遍主義と、感情とは社会的に構築されるものだとする社会構築主義の立場に分かれており、感情とは何かをめぐって共通の定義が見られない状況にある。こうした立場の違いは、メディアと感情政治をめぐる既存研究においても反映されている。

政治コミュニケーション研究の主流派であるメディアの効果研究では、メッセージがメディアを介して不特定多数のオーディエンスに届くことで、彼らの態度や行動、後には認知に影響を及ぼすと指摘してきた。感情はこれらの研究において主な分析対象ではないものの、言及されてきた。

また、効果研究とは異なる視点からもメディアと感情政治の研究は進められている。それは感情(emotion)あるいは情動(affect)がメディアを介して広がり、共有されることで世論に影響を及ぼすことが示されている。注目すべきは、ニュースを通じて感情(あるいは情動)が広がることを指摘しているところにある。メディアと感情政治を検討するうえで、客観報道を理念として掲げているジャーナリズムに感情がいかに関与するのかが重要な視点となるだろう。また、人々の感情をかき立てる(あるいは情動を促す)物語という視点も、踏まえて分析することが必要となる。

このように、本報告では感情研究を整理したうえで、政治コミュニケーション研究で進められてきた感情に関連する研究の特徴や視点を紹介する。そのうえで、近年において注目される議論や概念を用いて、感情と政治コミュニケーション研究が今後どのように発展可能なのかを検討する。

¹ E-mail: mitani.fumie@nihon-u.ac.jp

公共機関による偽・誤情報への注意喚起に効果はあるか？：サーベイ実験による検証

○大森 翔子^{1*} ○浅野 良成^{**} 金子 智樹^{***} 谷口 将紀^{****}
 *法政大学 **関西大学 ***東北大学 ****東京大学

<キーワード> 偽情報、誤情報、公共機関、注意喚起、サーベイ実験

1. 問題の所在・本研究の目的

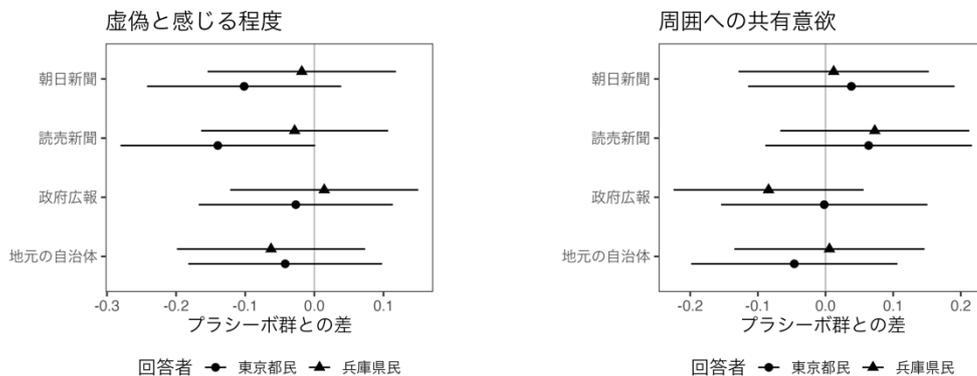
SNS における偽・誤情報の伝播は世界的な問題であり、その処方箋として人々への注意喚起やプラットフォームの仕様の改善、受け手のメディアリテラシーの向上といった方法の有効性が検討されている (Margolin et al. 2018; Pennycook et al. 2021)。しかしながら日本においては、公共機関やマスメディアによる啓発活動が近年盛んでありながら、それが一般市民の間でどれほど有効なのかは検証されていない。また、日本では災害時における SNS を通じた偽・誤情報の拡散が問題視されているが、海外の先行研究では災害時における SNS の活用がポジティブに評価されるなど (Mihunov et al. 2020)、議論の方向性も異なっている。そこで本研究では、災害時の SNS 利用に関する注意喚起の効果を日本の文脈で検証する。

2. 実験設計・データ

本研究では、2025 年 2 月下旬に、東京都と兵庫県の居住者を対象とするインターネット調査の中でサーベイ実験を実施した。具体的には、災害時のデマや誤情報の拡散について注意喚起を受ける実験群と注意喚起を受けないプラシーボ群とに回答者を割り当てた。なお、注意喚起を受ける実験群では「災害時には、不確実な情報をむやみに広げず、公共機関が発信する正しい情報を得るようにしましょう」とのメッセージを提示し、その呼びかけの発信元として朝日新聞／読売新聞／政府広報／東京都・兵庫県を無作為に設定した。その後、地震による被害を訴える投稿が X (旧 Twitter) で出回っている状況を想定してもらい、そのような投稿をどのくらい虚偽と感じるか、周りの人に共有したいと思うかを問うた。

3. 分析結果・含意

主要な結果は以下の 2 つの図のとおりである。



いずれの機関が注意喚起を行っても、その直後に、地震による被害を訴える真偽不明の投稿に対する人々の反応は統計的に有意に変化しなかった。この結果は、公共機関による情報コミュニケーションの脆弱さと、効果的な情報発信の難しさを示唆している。

¹ E-mail: shoko_omori@hosei.ac.jp

「公共政策の行政評価」に対する市民からの評価に関する分析

Bridging Evaluations and Trust

The Impact of Pre- and Post-Policy Assessments on Political Trust

大村 華子
京都大学

<キーワード> 政策評価、事前評価、事後評価、サーベイ実験、ビネット実験

日本の行政評価局は、「政策評価制度によって政策効果の分析を進めることによって、国民に対する説明責任を果たし、国民の行政に対する納得や信頼を高めること」を、政策評価の目的としている。では、政策についての事前評価と事後評価は、市民の政策に対する納得や政治的主体に対する信頼を高めることにつながっているのだろうか。

本稿では、5,000のサンプルをもとにオンライン上でのサーベイ実験を実施し、回答者が政策評価それ自体によって、あるいは、どの政策分野のどのような情報を含む政策評価によって、政策に対する納得や政治的主体に対する信頼が高まるのか否かを検証する。本稿では、2つの実験を行う。1つ目は、政策の事前評価と事後評価の閲覧が、当該の政策への納得や政治的主体への信頼を高めるかを検証するサーベイ実験である。2つ目は、政策の事前評価と事後評価において閲覧する内容の違いが、当該の政策への納得や政治的主体への信頼を高めるかを検証するビネット実験である。以下でそれぞれの実験設計に関して説明する。

サーベイ実験では、被験者を、政策に関する説明だけを閲覧する群（統制群）、それに加えて、政策の事前評価を閲覧する群（事前評価群）、政策の事後評価を閲覧する群（事後評価群）、両方を閲覧する群（両評価群）の4群に、無作為に配置する。その処置の後に、被験者には当該政策への納得、関連する政治的主体・事業主体への信頼度を尋ねる。また、被験者には、処置の前に政治的主体・事業主体への信頼度を尋ねることから、それらの処置前後での変化についても分析の対象とする。処置によって、政策への納得（5件リッカート尺度）、各種主体への信頼度（5件リッカート尺度）がどのように変化するかを平均値の差の分析と最小二乗法推定によって検証する。

次に、ビネット実験では、事前評価と事後評価に関して、複数の要因についての水準が入れ替わる文章を被験者に閲覧してもらう。事前評価について、(i)事前の目標評価、(ii)事前の遵守費用評価、(iii)事前の便益評価の各要因、事後評価について、(iv)事後の達成度評価、(v)事後の遵守費用評価、(vi)事後の便益評価の各要因について、「特に記載ない」とする情報と政策評価の文言が記された情報の2水準ずつをランダムに提示する。ビネットの提示後に、被験者は、当該の政策への納得と信頼を0点から100点で評価する。各要因の各水準が、納得と信頼に対して与える影響を最小二乗法推定によって検証する。

これら2つの実験において、Lowi (1964, 1971)の類型のうち規制政策（の拡充）に絞って、政策分野として労働政策、物価政策、通信政策についての規制政策を対象に分析を行う。労働政策分野として、「働き方改革——億総活躍社会の実現に向けて」内の時間外労働制限、物価政策では、「事業者との協働に関する企画・立案・推進」、通信政策では、衛星放送事業に関する「放送法の改正による衛星基幹放送の認定・更新要件の追加」を取り上げ、多様な政策領域に関する市民の反応を分析する。

公共政策と制度

—制度を活用できる政権とできない政権の差異とは—

早瀬善彦¹
同志社大学・元外務省

<キーワード> 新制度論、統治機構改革、政策と制度

1. はじめに 制度の重要性の再評価と実証

◇制度分析を主軸とする研究者による小泉・第二次安倍政権の評価

1990年代の統治機構改革という制度を両政権が上手く活用できたから、という評価。

→小泉政権以降、同じ制度のもとにありながらも、そうした(自身にとって有利な)制度を活用できず、短命に終わった政権の失敗はどこにあったのか？

2. 政策における制度とは

◇新制度論の整理

- ・合理的選択制度論
- ・社会学的制度論
- ・歴史的制度論

◇制度論とレジーム論

古典的な政治学における体制論、政治制度論と現代の新制度論の違い

◇制度としての政策

各法制度の基本法、裏付けとなる予算、非公式ルール、慣習的ルール

→その相互関係は？ 現実の政策と制度の関係は？

3. 小泉政権・第二次安倍政権の制度運用

◇小泉政権

総理総裁の権限強化の活用、諮問会議の利用

→制度の活用だけが成功の鍵か？

◇第二次安倍政権

官邸の機能強化、人事権掌握

→制度を活用しながらも、制度にしばられた可能性は？

◇その他政権（福田・麻生・民主党・岸田）の制度運用との比較

→民主党政権の「政治主導」と第二次安倍政権の違いは？

4. 新制度論の今後の発展性

◇新制度論の貢献と実証性

- ・政策学における因果関係の解明へと本当につながったのか？
- ・アクターの資質、予測不能な状況など外因的要素と制度の関係は？

→新制度論の有効性と限界を見定め、どう発展させていくべきか。

¹ E-mail: yoshihiko.hayase0713@gmail.com

政策立案の場は科学的知見をどう扱うのか： 政策現場における「正統性」からの分析

○久保田 唯史¹*
*京都大学, 早稲田大学

<キーワード> (例) 科学的知見、エビデンス、市民参画、正統性

複雑な社会課題に対する政策立案において科学的知見の重要性は日増しに高まり、近年は経済学等の発展に伴い、「エビデンスに基づく政策立案 (EBPM)」として改めて注目を集めている。だが「客観的に正当である」ことを謳う科学的知見を、その他洞察と合わせ民主的意思決定枠組みの中にどう位置付けるか、明快で実践的な解に至ったとは言い難い。昨今のランダム化比較試験を頂点とする「エビデンス」への傾倒とその批判 (Straßheim, 2024 ほか) は、政策への科学的助言が広まり始めた 1960 年代に見られた「イデオロギー的対立から政策を解放する」などと言った希望的観測 (Lane, 1966) とその後の反省の構図と酷似する。実証主義的な科学的知見の偏重が度々復活する様子からは、これに対抗する市民参画等のポスト実証主義的な手法が、理屈の上は重要だと言われる反面、実際の政策現場で正統性を確保するに至っていないことが示唆される (Stilgoe et al., 2014)。

これに関し、日本の政策立案実践に向けられる一見相反した批判は興味深い。市民参画を志向する科学技術社会論の立場は長らく、日本の現状はテクノクラティックな意思決定が横行し社会の関心・懸念を軽視していると糾弾してきた (Fujigaki & Tsukahara, 2011)。他方で一部の EBPM 支持者は「印象論や思い込みによる」政策や「政治的要素」と対置的に説明することで EBPM の意義を強調する傍ら、日本の現状をデータの利活用が浸透していない等を理由に、EBPM から程遠いものとして批判する (柳川ほか, 2019)。ともすれば矛盾した両批判は、共に科学・政治の二元論的な枠組の下、自らの理想と適合しない現実を相手側に位置付けて批判しているが、一歩引いて眺めると、日本の政策立案は実証主義的認識論とも、市民参画の議論の幹をなす相対主義的認識論とも異なる論理に則って行われている可能性が窺え、この解明は政策立案の質的向上への糸口として期待できる。

本報告では、上記の問題意識に基づき、日本とイギリスにおける新興科学技術の倫理的規制に関する政策議論事例を題材に、科学的知見の取扱いを比較分析する。Scharpf (1997, 1999) による政策の正統性に関する分類に着目し、科学政策の立案過程、特に有識者会議を通じた議論において、科学的知見やその他の洞察が政策立案にどのように寄与しているのかを検証することで、日本の政策立案の背景にある論理構造を明らかにすることを目指す。本報告では、有識者会議の議事録、関係者へのインタビュー記録等を用いた質的テキスト解析を通じ、日英の政策立案現場の間では異なる正統性認識が重視されていることを明らかにすると共に、この正統性認識の違いが、一見して似通った「市民視点・価値の議論の軽視と新興技術の受容」という科学主義的な結論に至る政策議論の中で、両国の政策関係者の姿勢や彼らが進める実際の過程に大きな差異をもたらしていることを指摘する。これは、エビデンスや有識者会議を含む政策決定の質的改善を訴えるインサイトについて、政策立案過程での関わり方に関する示唆を提示するものとする。

¹ E-mail : tadafumi.kubota@cira.kyoto-u.ac.jp

エビデンスに基づく政策形成の実相と展望

司会者： 祐野 恵（京都大学）¹
登壇者： 吉澤 剛* 黒河 昭雄** 菊地 乃依瑠***
田原 敬一郎**** 安藤 二香***** 安藤 加菜子*****
討論者： 内山 融（東京大学） 佐野 亘（京都大学）

<キーワード> EBPM、STI、専門知、博士人材

本セッションは、エビデンスに基づく政策形成（EBPM）について、とりわけ、中央政府におけるエビデンスの利用に焦点を当て、科学技術イノベーション（STI）政策の領域を中心に、その使われ方、具体的な進め方、推進及び阻害要因、行政の専門性の視座から分析を試みる。

EBPMの目的は、政策形成に関与する科学者がその専門性を遺憾なく発揮し、客観的証拠に基づいて政策案の立案と検討を行うことで、政治的圧力に屈することなく政策論議の質を高め、その健全性を確保することにある（伊藤 2019）。日本における取り組みは、2015年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太の方針）」を嚆矢とし（杉谷 2024：96）、2024年度については、政策の目的達成に至る因果関係の仮説を明示する「政策評価ロジックモデル」の作成が方針として示されている。これらの中には、政府のEBPM推進委員会が行政改革推進会議に設置されている状況からわかるように、予算との連動に強い関心を寄せた取り組みも存在する。また、本邦に先駆けてEBPMを展開してきた米国に目を転じると、第2次トランプ政権の発足に伴い、国立衛生研究所への助成金の削減やパリ協定からの離脱等をはじめ、科学的な知見の否定とも捉えられる状況が確認される。日本や米国の実相は、EBPMの推進を図る主体にしる、エビデンスの取り扱いにしる、政策立案の質の確保が政治によって規定されていると示すとともに、EBPMが掲げている科学者の専門性が発揮されているとはいえない状況を浮き彫りにしている。

そこで、本セッションでは、まず、STI政策の特徴を踏まえたうえで、知識利用に関する既報のレビューとともに、行政におけるエビデンスの利用について問い直し、科学と行政を架橋するために理論的検討を行う。つづいて、STI政策分野における2つの事例研究により実際の取り組みから得られた政策形成に資する含意について報告する。1つ目の事例報告は、科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）のプログラムで採択しているプロジェクトの質的分析を通じて、研究によって創出されたエビデンスの政策過程における利用について、促進及び阻害要因を明らかにする。2つ目の事例報告は、イギリスにおける研究関心領域（Areas of Research Interest: ARI）の設定を文部科学省において実践した取り組みについて分析し、プロジェクトの事前事後におけるエビデンスの利用だけでなく、アジェンダ設定における展開について検討する。さいごに、行政の専門性の視角より、EBPMを担う人材に焦点を当てた国際比較を行う。最先端の知見の活用だけでなく、学術的に創出された知見を行政実務へ媒介する専門的リテラシーや行政管理に関する技能も行政の専門性に含まれるとされ（宮本 2006、藤田 2008）、それらを担う博士人材について海外との比較により今後の示唆を得る。これらエビデンスの利用に関する分析を通じ、日本におけるEBPMの深化について会場とともに議論を深めたい。

¹ E-mail: yuno.megumi.8z@kyoto-u.ac.jp

知識利用から見る EBPM と STI 政策の現在地

吉澤 剛^{1*}
*関西学院大学

<キーワード> 利用研究、STI、知識利用、知識交流

政策や社会の目的を指向した「利用研究（utilization studies）」という社会科学の学問分野が 1970 年代から 80 年代にかけて発展した。利用研究とは、意思決定における知識や研究、評価の利用を探究する応用社会科学である。果たして社会科学における知識は、いったいどのように政策や教育などの社会的意思決定に役立てられているのだろうか。利用研究による主要な結論は、二つ。第一に、知識は直接的に意思決定に役立てられることはほとんどないが、間接的に意思決定者の概念化に影響を与え、他の意思決定要因との複合的な関係性の結果として、長期的に意思決定に役立てられる。第二に、知識は主観的で政治的に利用されることがある。

しかしこうした利用研究の知見は、1990 年代後半の英国から発したエビデンスに基づく政策形成（EBPM）の潮流に押される形で、政策研究から忘れ去られがちである。1970 年代には既に、政策研究者と政策立案者との間に横たわる溝は深く、両者は相容れない「二つのコミュニティ」から成り立っていると考えられた。スノーは自然科学と人文学における文化の違いを指摘したが、合理的思考に基づいて自然科学的方法論を応用しようとする政策研究者と、複雑な現実社会における様々な価値や関心を反映させて意思決定を行う政策立案者も、異なる文化を持ったコミュニティに属しているという見方である。こうした反省を受け、利用研究も知識生産→知識利用というリニアな知識移転的なモデルに囚われるのではなく、知識生産と知識利用の主体や境界が曖昧で、双方向的な知識の流れを示すために知識交流（knowledge exchange）という用語が好まれるようになった。したがって、利用研究という分野も緩やかにフェードアウトしていくこととなる。EBPM はそうした学術的な発展経緯をおさなりにする形で、エビデンスの生産者たる研究者と、そのエビデンスに基づく政策形成を実施する行政官という二つのコミュニティモデルを復活させてしまう。それは EIPM と言い換えたところで本質は変わらない。

科学技術イノベーション（STI）政策は他の公共政策と異なる点が三つあると考えられる。第一に、STI 政策は経済政策、高等教育政策、エネルギー政策、農業政策や幅広い産業政策など他領域の政策と密接に関わっているので、こうした複雑な見取り図を考慮して、それらの政策目標と整合するように政策立案をしなければならない。第二に、STI 政策は科学のための政策と政策のための科学の両方を含み、STI は政策対象であるとともに、政策手段にも関係する。第三に、STI 政策においては政策対象を研究する専門家がステークホルダーとして位置づけられる可能性が非常に高くなることである。こうした領域横断性、再帰性、ステークホルダー性（interestedness）はディシプリンとしての STI 政策学を危うくさせるが、却って EBPM の通俗的な理解や実践を越える可能性を秘めている。

そこで本稿では最近 10 年の知識利用に関する研究の発展を追跡しながら、STI 政策を中心に行政におけるエビデンスの利用という問題設定そのものを問い直し、公共政策学における政策過程論と政策分析の懸隔を埋めるための視座を模索する。

¹ E-mail: gy20@jcom.home.ne.jp

政策形成過程における研究利用の動態と実践的示唆

黒河 昭雄^{1**} 菊地 乃依瑠^{2***}
神奈川県立保健福祉大学 *政策研究大学院大学

<キーワード> 研究利用、政策のための科学

「エビデンスに基づく政策形成(EBPM)」という言葉が市民権を得るとともに、政策が経験と勘ではなくエビデンスに基づいて形成されるべきものであるという規範が浸透しつつある。他方で、政策形成過程においてエビデンス、とりわけ科学的知見がいかなる条件を満たし、どのようなプロセスを経れば参照・活用されるのか(研究利用)については必ずしも明らかとなっていない。実際に、我が国においては諸外国に比べて政策文書における科学的知見の引用や参照が乏しいという指摘がみられるが(吉澤・田原 2008)、日本固有の政策システム、政策環境の検討や研究者側・行政側双方の研究利用の動機やプロセスが明らかになっていないため、なぜそのような研究利用に留まっているのかは必ずしも明らかになっていない。

そこで、本報告では、研究開発を通じた政策形成過程への科学的知見の活用・反映を企図した事例として、科学技術振興機構社会技術研究開発センター「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」を取り上げ、同プログラムの採択プロジェクトを政策実装に至るアプローチの観点から類型化を行うとともに、研究利用をめぐる既往研究の知見を参照しつつ各プロジェクトがいかなる条件・プロセスを満たしていたのかを検証する。

これまで、報告者らはわが国における「政策のための科学」の概念を振り返り、運動論的・規範論的性格を指摘すると共に、研究としては政策形成過程への科学的知見の活用・反映の条件やプロセスに関する知見の創出が期待されていると示した(黒河 2024)。また、研究者による能動的な政策過程への関与の結果、政策実装に成功した事例を対象として、その成功要因について明らかにすると共に(黒河・菊地 2020, 黒河 2021)、こうしたプロジェクトが科学的知見を政策現場に伝達し、政策担当者によって利用される過程には、①移行型、②課題設定型、③伴走型、④概念利用型の4つ類型があると指摘した(黒河・菊地 2024)。

本報告では、既報を踏まえた上で、まず各類型に該当する代表的なプロジェクトが科学的知見の研究利用の観点からいかなる特徴を有していたかについて、①知識の種類、②知識と政策課題の関連性、③専門家の行動・関与の形態、④所属組織による支援、⑤政策の種類、⑥政策の段階、⑦中間人材・組織の行動、⑧行政間の受容能力、⑨行政組織の受容能力、⑩実際の利用の有無と利用形態の観点から複数の研究開発プロジェクトについて分析する。次に、政策過程での知識利用を見据えた科学的知識の創出及び政策担当者に対する知識の伝達と受容に向けたコミュニケーションのあり方に関する研究者側の戦略・戦術・工夫について考察する。具体的には、政策担当者との関係性の構築方法や、いかにして科学的知見の意義について理解を得たか、研究者と政策担当者双方の関心の齟齬をどのように克服したかといった、論文や報告書等の学術的な表現型には表出されることのないスキルやナレッジ、テクニクといったある種の Know-how が挙げられる。これらの考察を通じて、政策過程における研究利用の促進要因及び阻害要因の一端を明らかにすると共に、日本固有の政策環境において研究利用を目指す場合に求められる研究者側の努力や工夫のあり方に関する実践的な示唆を得る。

¹ E-mail: akio.kurokawa@gmail.com

² E-mail: noel.kikuchi@jst.go.jp

政策立案者と政策研究者との共創による研究課題の 設定：科学技術行政における試行結果をもとに

田原 敬一郎^{1****} 安藤 二香^{2****} 吉澤 剛^{3*}
****未来工学研究所 *関西学院大学

<キーワード> ARI、ラーニングアジェンダ、SciREX、EBPM

政策と科学とが「共進化」する取り組みとして、海外においては、政府の政策課題や組織学習に込められる ARI（研究関心領域、Areas of Research Interest）やラーニングアジェンダの作成といった事例が近年みられるようになってきている。

ARI もラーニングアジェンダも政策的な問題を特定して優先順位付けを行い、答えるべき問いを設定することが中心的なアプローチであるが、ARI は省庁が政策立案をする際の研究ニーズを見極めるために研究者を含めた外部の専門家を積極的に参画させて問いの答えを政策に昇華させようとするのに対して、ラーニングアジェンダでは答えが得られたときに組織の機能が向上することを目指して組織学習のためのインフラを構築することが主眼になっている。

各省庁において EBPM のための組織的基盤が十分整っているとは言い難い日本において、本来であればラーニングアジェンダを参考にした取り組みから始め、その上で ARI 的な実践を進めていくことが望ましいと考えられる。一方、日本の行政が学習する組織へと変革するためのインセンティブが組織内外に乏しいと見られる現状においては、ひとまず ARI を模した活動を試行的に実践し、その結果を考察することによって組織的・制度的課題を抽出してラーニングアジェンダの取り組みにつなげていくことが現実的である。

このような問題意識の下、筆者らは、文部科学省「科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」（SciREX）」事業の補助金制度「共進化実現プログラム」第3フェーズ（2023～2025年度）におけるプログラム設計の参考とするため、2022年度に ARI を試行的に実践した。また、この経験と知見を基に、研究現場を所管する文部科学省として中長期的に考えるべき政策上の問いを検討するためのワークショップを、文部科学省と協力して企画・開催した。さらには、これらの取り組みを踏まえ、同省及び国立研究開発法人等の職員を対象とした研修プログラムを開発し、2023年度から2か年実施した。特に、3日間にわたって実施した2024年度研修では、システム方法論に基づき、問題構造ツリーや因果ループ図の作成による本質的課題の特定とデスクリサーチによる検証、研究ニーズの形成といった一連のワークを行った。

本発表では、これらの実践の結果をもとに、問題定義や政策代替案の検討に資するためにどのような研究上の「問い」をどのように設定すればよいかについて、方法論的観点から展望する。

¹ E-mail: k.tahara@ifeng.or.jp

² E-mail: n.ando@ifeng.or.jp

³ E-mail: gy20@jcom.home.ne.jp

EBPM と行政の専門性

: 博士人材の活用に関する国際比較

安藤 加菜子^{1*****} 祐野 恵^{2*****}
*****京都大学

<キーワード> 博士人材、行政の専門性、EBPM、キャリア・システム

EBPM を進めるうえで必要となる、新たな科学的知見を政策過程に媒介する技能は、行政においてどのように調達されているのだろうか。その関心に応えるため、本報告では行政の専門性に焦点を当て、行政組織論の文脈における博士人材について国際比較を行う。

先行研究では、行政の専門性について3つに区分している（藤田 2008, 藤田 2012, 伊藤 2012）。1つ目の区分は、最先端の科学的な知見に関する専門性である。特定の理論体系のもとで正当化された科学的知識であり（秋吉 2008, 河野 2009）、専門家のネットワークから調達される内容が該当する。新たな知見によるアップデートを常に必要としており、行政内部に取り入れられても更新されない場合には、陳腐化する性質を持つ。2つ目の区分は、専門的リテラシーに関する専門性である。専門家の最先端の知見や議論を行政実務に媒介する技能であり、エビデンスを用いて政策を検討する際にも必要となる。3つ目の区分は、行政管理に関する専門性である。政策決定までの進行管理や関係部門の調整、政策への支持調達等に関わる職務遂行上の管理的側面における能力や執務知識が該当する。人脈作りや他組織のキーパーソンの察知、マスコミ対応や部下のマネジメントといった政策形成プロセスの管理についても含まれる（宮本 2006, Theakstone 1999）。これらの専門性の活用の程度については、執政との関係及び官僚制によって規定されると考えられる。

日本の中央省庁における人事システムは、クローズド・キャリア・システムであり、総合職として採用された人材については2～3年毎の異動を繰り返しながら、OJTによって職務上必要な技能を身につける仕組みとなっている。いずれの省庁も同じ仕組みであるものの、技術系採用者の位置づけについては異なっており、採用の有無及び入省後の処遇、職務内容における事務官と技官の棲み分けの有無に差異が確認されている（藤田 2008）。

本報告では、人事システムの相違について、既報が分析の対象としてきた開放型・内部型、メリットシステムの程度といった分類に加えて、博士号を有する人材の活用状況について焦点を当てる。本邦では、2024年3月に『博士人材活躍プラン』が発表され、各府省における積極的な採用についても取組みの1つに挙げられている。トランスファラブルスキルに注目が集まっている博士人材が、EBPMにおいて果たす役割について、オーストラリア、台湾を中心に参照し、エビデンスと政策過程の媒介者という視座から検討する。

¹ E-mail: ando.kanako.7t@kyoto-u.ac.jp

² E-mail: yuno.megumi.8z@kyoto-u.ac.jp

看護系大学における政策教育プログラムの開発と今後の課題

○野村 陽子^{1*}
*新見公立大学

勝田 美穂^{2**}
**岐阜協立大学

<キーワード> (例) 政策教育、看護教育、コンピテンシー、教育プログラム

看護職は保健医療福祉制度の枠組みの中で、健康弱者や生活支援を必要とする者に対する活動を行っており、現場を改善していくためには、制度の変革に看護職が関与していくことが必要と考えている。このためには政策的な思考ができる看護職の育成が重要で、看護基礎教育において政策の基本を体系的に学び、政策能力を高める必要があると考え、2018年度から看護基礎教育における政策教育プログラムを開発する研究に取り組んできている。

当該プログラム開発研究の経緯は、2018年度に獲得すべきコンピテンシーを政策実践者のインタビューから77項目を明らかにし、これを日本公共政策学会の参照基準と比較しカテゴリーにおいて同様の枠組みであったことを報告した(2020年度)。翌年度は77項目のコンピテンシーの優先順位の明確化を目的に、教員を対象としたデルファイ調査を行い、コンピテンシーの重要度、一致度をスコア化し優先順位を表示した。看護基礎教育において優先順位が高い項目は、‘社会の問題に関心を持つ’、‘看護の法律を知る’など基礎的な知識・認識・態度に関する項目が挙げられた。

この結果をもとに2020年度、2021年度は、政策コンピテンシーを獲得するための教育内容・方法について検討した。具体的には、卒業時の到達目標、教育の順序性、既存のカリキュラムに導入する方法について議論し、7つのカテゴリー毎に到達目標、教育内容・方法を例示した素案を作成した。この素案について、先行して政策教育を行っている教員の意見を聴取するFGIを実施し、コンピテンシーの妥当性、教授方法、授業展開など教育プログラムについて多くの示唆を得た。これらの意見をもとに1単位・2単位の‘科目型’と、既存のカリキュラムにある科目に分散させる‘分散型’の政策教育プログラム案を作成した。

そして2023年度、2024年度には、5か所の看護系大学の協力を得て、各大学が実施しているカリキュラムに組み込んで政策教育を実施し、その実施過程を実行可能性、忠実度、適切性、満足度、教育効果等の観点から調査を行い、政策教育を導入するためのガイドや教材を作成すべく研究に取り組んでいる。

今後の課題は、教員が政策教育を実施するために、コンピテンシーに基づく教育内容・方法を含んだ教科書の作成や、教員の学習機会(FD)の企画など政策教育を普及することであろう。そして社会科学系大学で行われている公共政策学教育との比較の中で、看護系大学の政策教育の特徴を明らかにし、さらなる内容の充実や汎用性についても模索していきたい。

なお、本研究は科研費(22k10704)で研究分担者7名の協力を得て行ったものである。

¹ E-mail: yynomura0125@gmail.com

² E-mail: katsuta@gku.ac.jp

地方分権と自治体統一システム構想

岩崎 和隆^{1*}
*神奈川県

<キーワード> 地方分権、自治体、システム、統一、標準化

1. 自治体情報システム標準化・共通化の状況

2020年から国は、自治体情報システム標準化・共通化（以下「標準化・共通化」と言う。）を進めている。これは国の施策であるが、コンピュータ・システムを導入し利用するのは各自治体であり、報告者には一部の自治体がこの施策に苦しめられているように見える。

標準化・共通化では、当初、2026年3月末までに標準仕様準拠システムに移行することとなっていたが、2025年4月に国が取りまとめた資料によると、2025年1月末時点で2,989システム（全体の8.6%）、1,741団体中554団体で期日までに移行できない見込みである。この調査は過去に何度か実施され、調査のたびに数値が増加しているため、今後も増加することが懸念される。また、標準化・共通化により国は運用費用について少なくとも3割削減を目指すとしていたが、中核市市長会が2025年1月に平均で2.3倍になるという見込みを公表するなど、自治体による差異はあるが、総じて運用費が増大すると言われている。

報告者がさらに大きな問題と考えるのが、標準化・共通化では、自治体のコンピュータ・システムがばらばらであるという、いわゆる自治体システム1,700個（1,800個）問題が解決しないことである。

では、国はなぜ自治体統一システムを目指さなかったのか、その理由は推測するしかないが、本研究では、地方分権改革へ過度に配慮しすぎたという可能性を過去の国の文献から示し、地方分権改革への配慮の妥当性を民間企業について論じている2018年の経済産業省のDXレポートを参照して検討する。

2. 自治体の業務手順の創意工夫と地方分権

2014年3月の総務省地方自治体における行政運営の変容と今後の地方自治制度改革に関する研究会報告書では、コンピュータ・システムを用いて行う業務では、各自治体による業務手順の創意工夫が効率化を妨げているとしている。これに対し、2015年1月の総務省地方自治体における業務の標準化・効率化に関する研究会報告書では、各自治体の業務手順の統一を図ることは地方分権改革の趣旨に抵触するという懸念が示されている。

DXレポートを参照して、業務手順の創意工夫の重視は官民共通であることを明らかにする。また、DXレポートは民間企業について業務手順の創意工夫はコンピュータ・活用の妨げになることを指摘しているが、自治体においてもその指摘が当てはまることを明らかにする。

3. 自治体の創意工夫と自治体統一システム

ある自治体の創意工夫が他の多くの自治体で採用され、効率化をもたらすことがある。そのため、仮に自治体統一システムを実現したとき、各自治体の創意工夫を活かす手法を提案する。

¹ E-mail: aoikeneko@gmail.com

性格特性が政治的態度に与える影響

新倉 純樹¹
KDDI 総合研究所

<キーワード> 性格特性、Big Five、支持政党、政治的有効性感覚

1. 目的

本研究報告は、有権者の性格特性 (Big Five) が、政治に対する態度について、どのような違いを生じさせているか整理することを目的としている。Big Five は、外向性 (Extraversion)、同調性 (Agreeableness)、誠実性 (Conscientiousness)、神経症傾向 (Neuroticism)、開放性 (Openness) という、5つの観点から性格特性を捉えるものである。この Big Five を用いた実証研究の蓄積が進んでおり、国内においても健康や働き方などの多用な領域で研究が行われている。

一方、国内において Big Five と支持政党といった政治的領域との関係に着目した分析の蓄積は進んでいないのが現状である。そこで本研究では、インターネット調査を実施し、Big Five 特性と支持政党や政治的有効性感覚との関係を示すことを目的とする。

2. 分析方法

Big Five と政治的態度について調べるため、マクロミルを通じて 2025 年 2 月 14 日から 2 月 17 日にかけて、全国の 18 歳以上を対象としたインターネット調査を実施した。実際の人口構成にあわせて、都道府県、性年齢で割付し、サンプルサイズは 6000 となるデータとなっている。

設問は、Big Five 指標と支持政党、政治的有効性感覚などの政治的態度を測定するものを用意した。Big Five 指標については、日本語版 Ten Item Personality Inventory (TIPI-J) を用いている。そして、この Big Five と支持政党、政治的有効性感覚について分析を行った。

3. 結果

主要な政党について確認すると、自民党支持者は外向性が高く、開放性が低いという傾向があった。国民民主党支持者は協調性が高いという傾向があった。また無党派層は、外向性と開放性が低いという結果になった。一方で、立憲民主党は有意になった特徴はなかった。そして、政治的有効性感覚については、外向性、協調性、開放性が高いほうが、政治的有効性感覚が高い傾向にあった。これらの結果から、性格特性と支持政党や政治的有効性感覚には関連があることが明らかになった。

¹ E-mail:newjun29@gmail.com

複雑化した公共ガバナンス時代における職員・民間事業者・市民

司会者： 箕輪 允智¹

*東洋大学

登壇者： 田井 浩人 竹内 直人 渡邊 有希乃

討論者： 工藤 裕子

<キーワード> (例) 複雑化、公共ガバナンス、職員（公務員）、民間事業者、市民

1980年代以降のNPMの展開を経て、2000年代半ばからは「Post-NPM」という概念も登場した。これは、NPMがもたらした断片化や過度な効率性重視の問題を克服しつつ、複雑化する社会課題に対応するための公共ガバナンスのあり方を模索する動きである。

グローバル化、デジタル化により、公共ガバナンスは政府、市場、市民社会の境界が曖昧になり、セクター間の相互作用や協働がより必要となっている。この複雑性をどう捉え、管理していくかという問いが、国際的な学術的・実践的コミュニティで活発に議論されるようになってきている。

この複雑化した公共ガバナンスの環境において、各アクターの役割も変容している。職員（公務員）については、従来の無個性な官僚制的な役割規定や手続き遵守に留まらず、個々人の公共的な価値への理解とその実践が問われている。特に、組織への適応プロセスを通じて、職員個人が公共サービスに対する態度や価値観をいかに形成し、専門性や協働能力の発展につなげていくかが注目されている。こうした内面的な価値形成と能力開発が、複雑化した公共課題への対応するための基盤として重視されつつある。

民間事業者と政府の関係も変化している。公共調達では、単純な価格競争によるコスト削減を超え、「効率と平等」の両立が課題となっている。行政は民間事業者との契約を通じて、経済的効率性と公平性・包摂性といった社会的価値を可能な限り同時に実現することが求められている。そこでは、調達プロセスの設計や評価基準として、多元的な公共価値を反映させる手法が模索されている。

市民の位置づけも変化している。特に近年の自治体計画ではウェル・ビーイングの視点が重視されるものが日本でも見られるようになってきた。このウェル・ビーイングという視点において、市民は時にサービスの受け手から、自らと地域の幸福を共に創り出す主体としてなどへの変容が必要となる。市民は政策形成や公共サービスの設計・実施・評価の各段階で自身のニーズや価値観を表明し、幸福度向上に向けた対話や協働に参画することが期待されている。また、デジタル技術の発展により、こうした参加機会や手段も多様化している。

本セッションでは、複雑化する公共ガバナンスにおいて、職員（公務員）、民間事業者、市民がどのような役割を果たし、関係性を構築していくべきかについて多角的に議論する。特に、これらのアクターの協働による公共価値創出のための制度設計や実践的課題について検討したい。

¹ E-mail: minowa@toyo.jp

「公務員」はどのように形作られるのか

—自治体新人職員の組織適応と態度形成—

田井 浩人¹*
*北海学園大学

<キーワード> 自治体、新人職員、組織適応、組織社会化

複雑化し多元化する今日の公共ガバナンスにおいて、現場でその一翼を担う公務員（とりわけ自治体の行政職員）がいかなる態度や価値観を有しているのかという問題は、ガバナンスの実効性にも関わる重要な論点である。だが、当然のことながら、彼・彼女らは生まれながらにして「公務員」であるわけではない。仮に公務員に一定の思考や行動の型が存在するとすれば、その多くは、公共部門における日々の業務や組織内での経験を通じて徐々に形成・獲得されたものである。こうした視点からは、「公務員はどのように形作られるのか」という疑問が浮かび上がる。これは、行政官僚制の維持と再生産のメカニズムを解明するという行政学の中核的な関心にもつながる問いである。

この点、経営学における組織社会化論では、組織参入後の初期段階の経験が、組織への適応や個人の態度形成に対して大きな影響を及ぼすことが指摘されてきた。しかし、日本では、教育学や看護学の領域で学校教員や看護師の組織社会化に関して一定の研究の蓄積があるものの、一般の行政職員を対象とした研究は管見の限りほとんど見当たらない。海外の行政研究では、行政職員の組織社会化を扱う研究が近年進展しつつあるが、既存研究の多くは、組織による研修やメンタリングといった公式の制度の役割に焦点を当てる一方、職場における上司や同僚との日常的な関わりや、住民との関係構築といったインフォーマルな側面に着目した研究は依然として限られている。

こうした先行研究の課題を踏まえ、本報告では、自治体新人職員の組織適応や態度形成に対して、どのような要因がいかなる影響を及ぼすのかを探索的・実証的に明らかにすることを試みる。分析には、複数の自治体に所属する勤続3年目以内の新人職員を対象とした質問紙調査のデータ（n=262）を用いる。組織社会化論の枠組みを援用して、①上司、②同僚、③住民、④仕事、⑤組織という組織社会化の主要なエージェントが、新人職員の（ア）組織への適応度（情緒的コミットメント、人-組織適合）と（イ）態度・価値観（Public Service Motivation、住民への信頼、ルール遵守志向）に対して及ぼす影響を検討していく。

以上の作業を通じて、本報告では、これまでブラックボックスとなっていた行政組織における組織社会化の実態について、その一端を明らかにすることを目指す。クロスセクションデータに依拠する点などいくつかの限界もあるが、本報告の分析は、行政職員が日々の実践や対人関係のなかでどのようにして「公務員らしさ」を身につけていくのか、そのプロセスやメカニズムを解明する端緒となりうる。

¹ E-mail: htai@hgu.jp

公共ガバナンスからみる自治体のウェル・ビーイング 政策—総合計画の変化から—

竹内直人¹
京都橘大学

<キーワード> 総合計画、ガバナンス、ウェル・ビーイング政策、

1. 概要

自治体の総合計画は、ガバメント計画の大枠の中で、地域開発計画から福祉需要に応える社会計画を経て生活向上計画へと変化してきた。この変化は事業膨張と政治と行政の腐敗をもたらし、財政赤字の下で地方分権とNPMにつながった。その流れのなかで、自治体総合計画はNPMとマニフェストを採り込み、2000年代以降 NPoG(New Political Governance)へと進んだ。

その後、地方分権と首長政治力の強化及び地方財政の縮小安定は、公共サービスの質の向上(不十分であるが住民の参加と協働)を志向するようになっており、その最先端が近年のウェル・ビーイング政策の広がりである。ウェル・ビーイングを掲げる総合計画は NPuG(New Public Governance)を採り入れつつあると言えるのではないか。多くの自治体(特に中小規模)の首長はこの2つのガバナンスのバランスに配慮しているようにみえる。

2. ガバナンスの定義

(複雑化した)公共ガバナンスとは、公共セクターと民間営利セクター、民間非営利セクターによるガバニングがオーバーラップしている状況である。地方分権以降は、公共セクター内の国と自治体のオーバーラップに変化(リスケーリング)がみられる点に注目する。

3. ウェル・ビーイング政策の意義

1) 行政サービスの住民ニーズへの近接(コミュニケーション)

社会の多様化に伴い、画一的なインプット・アウトプット統制に従う行政サービスと多様なアウトカムを求める住民ニーズは対立基調となる。ウェル・ビーイングは住民のニーズに応えようとする自治体の政治姿勢の変化を表している。

2) 地方政治の成熟と国の戦略変更(住民との政治理念の共有)

ウェル・ビーイングは地方分権、マニフェストによるNPoGを経験した首長の、国—地方関係から住民—自治体関係の重視への統治理念の転換を表している。国も補助金を交付金に切り替えるなど、これを部分的容認する戦略転換を行っている。

3) 行政システムの評価軸の転換(組織ガバナンス)

①従来の総合計画の根底にあるプログラム評価(予算査定との対立と調整問題を惹起する)から公共サービスそのものの評価(幸福度評価)へ。

②プログラム評価はジョブ型=明確な業務の執行を前提としており、日本の大部屋主義型の業務執行の評価基準とは不適合である。幸福度評価は日本型のアウトカム評価をめざす新たな評価技術という面がある。

③(課題)大部屋主義は性別役割分担を前提とする最大動員と表裏である。住民のウェル・ビーイング政策は職員のウェル・ビーイングと両立する必要がある。また女性のウェル・ビーイングという具体化が求められる。

¹ takeuchi-n@tachibana-u.ac.jp

「効率と平等」と公共調達

渡邊 有希乃¹
専修大学

<キーワード> 政策目的型入札、公契約条例、Social Procurement、New Public Governance

【報告の概要】 本報告は、日本における「政策目的型入札」の実践と議論の広まりについて、これと理念を共有する「公契約条例」との関係も意識しながら、公共管理の“mode”に着目した再整理を与えるものである。国際的な行政学研究の潮流において、諸外国におけるカウンターパートである Social Procurement の取り組みは、もっぱら post-NPM 時代の重要なガバナンス手段として位置付けられている。本報告では、Social Procurement の流行を大局的な行政管理論の枠組みの中で(も)説明しようとする諸外国の議論をレビューしたうえで、それを踏まえながら、日本における政策目的型入札の展開の可能性を考察する。

【背景・先行研究の展開】 日本では 2005 年、過度な価格競争に起因する品質管理の困難を克服するため、公共入札における総合評価方式の活用が認められ、非価格要素を落札評価基準に加えることが許容されるようになった。実際の運用では、事業者の実績や能力等、調達物の品質を直接的に左右しうる要素を評価項目に加えるケースが大半であるが、理論上は、事業に直接関係しない別の政策目的(労働条件・男女均等雇用・障害者雇用・環境配慮など)を付帯させることも可能であり、これは「政策目的型入札」と呼ばれる。しかしその活用は必ずしも活発ではなく、これをめぐる学術研究も、政策目的型入札への賛否の検討や、制度設計・先駆的事例の紹介を通じて、その普及に向けた課題を整理することを主な目的としてきた(e.g., 武藤 2003; 上林 2011, 2015; 野口 2018; 岸 2019; 宮本ほか 2023)。

【諸外国での政策・議論の展開】 諸外国において政策目的型入札は、Social(ly Responsible) Procurement の名で注目を集めている。Social Procurement は、NPM 時代に効率重視のアウトソーシングを推進する中で弱者の切り捨てや不平等化が進んだことへの反省に立っており、多くの学術研究もこうした背景に言及している(e.g., Barraket et al. 2016, Sarter 2024)。さらにここでは、NPM を経て普及した「政府外アクターによるサービス提供」「その事業者選定のための競争入札」という手法はそのままに、事業者の評価基準として様々な社会的価値を加味する設計が見られ、これは即ち、政府外アクターとの連携を通じて社会全体に福祉を確保する NPG (New Public Governance) の“mode”への移行を体現している。

【日本での政策展開への示唆：結論に代えて】 他方で日本における政策目的型入札の提案は、NPM への反動というよりはむしろ、1990 年代に談合汚職への対処として入札の競争性向上を目指す改革を行った、その行き過ぎた側面の調整として生じてきものでもある。また、Pollitt and Bouckaert (2017)での議論が有名なように、NPM 型の行政改革は万国の行政文化と必ずしも親和的だったわけではなく、その反動は NPG のほか、NWS (New Weberian State)モデルへの移行という形でも現れてきた。日本の行政文化は、例えば福祉レジームの分類から類推すれば、NPM や NPG よりも NWS との親和性が高い。以上の観点から、日本の公共入札に対する政策目的付帯の試みについては、政府外アクターとの柔軟な連携が期待される NPG 的な形ではなく、明文化された法的規制の枠組みを用いつつ社会的価値に配慮するという形で、定着を見せていくものと予想される。

¹ E-mail: y.watanabe@isc.senshu-u.ac.jp

立法過程における法学と法学者 ～刑事立法をめぐる学際的問題提起～

司会者： 横田 明美¹
*明治大学
登壇者： 仲道祐樹、武藏勝宏、京俊介

<キーワード> 立法過程、法学研究、刑事立法、審議会、刑事政策

1. 問題意識

法学研究において、法解釈学と法政策学の差が問われることがあり、しばしば、法学研究者養成において、条文の緻密な解釈を積み重ねる法解釈学が「正道」であり、法政策学は「邪道」とされ、研究の最初期には立法論を正面から取り扱うことは避けられる傾向にある。また、立法論を含む立論は、粗雑なもののみなされかねない危険すらある。

しかし、現実には様々なかたちで法学者は立法過程に関わり、しかもその多くは、一種のOJTで、ボランティアに行われている。また、昨今の社会情勢の急激な変化やグローバル化の進展により、「熟達した」法学研究者だけでなく、比較的若手の研究者にも、それらの変化に対応するため知見を求められる。このように、法学と法学研究者が立法過程にどのようにかかわるかが変化しているという問題意識のもと、この現象そのものを公共政策学全体でどのように取り扱うべきなのか、本学会の議論を喚起することを目的とする。

2. 本セッションの対象と方法

本セッションでは、刑事立法過程を主たる素材として、この問題に取り組むが、報告者により、その対象が異なる。広義の「刑事立法」としては、法律における刑罰規定すべてを指す（例として、容器包装リサイクル法などの個別法における「罰条」を含む）場合があり、狭義の「刑事立法」としては、刑法典の改正など、法制審議会を経て法改正される場合を指す。

本セッションでは、広義・狭義の刑事立法を素材として、法学・政治学・政策学の各方面からの報告と他報告へのコメントをリレー形式で行う形態で行う。報告の順番とその対象、方法は概略次の通りである。

まず、法学研究者からの問題提起として、横田（行政法学・環境法学・情報法学）報告では、立法過程において法学研究者を含む専門家がどのようなタイミングで立法過程に関わるのかの全体像を示し、また、刑事罰の法政策上の位置づけについて紹介する。続いて、仲道報告（刑法学）は、狭義の「刑事立法」を対象とし、刑事法学者たちの対応と、刑事立法についての評価の軸を示す。

これらの法学からの問題提起を経て、続いて政治学・政策学の立場からの応答を行う。武藏報告は、狭義の「刑事立法」の法制審議会及び国会での参考人質疑の分析により、法学者たちの関わりについて考察を深める。京報告では、広義の「刑事立法」における厳罰化現象を検討するために、「ポピュリズム厳罰化」論の観点からの検討を進める。

そして、横田報告の結語としての問題提起を行い、その後、報告者全員で討議を行う。

¹ E-mail: akemiyokota@meiji.ac.jp

立法過程における法学と法学者のかかわり方

～問題意識の共有と全体像

○横田 明美¹
*明治大学

<キーワード> 立法過程論、刑事法と行政法、政策手法、審議会、民主的正統性

1. 本報告の目的

本報告は、セッションの前提知識として、立法過程において法学研究者を含む専門家がどのようなタイミングで立法過程に関わるのかの全体像を示し、また、刑事罰の法政策上の位置づけについて紹介することを目的とする。なお、リレー報告という形態上、本報告の終盤部分（4.）については、他報告を経たうえで行う。

2. 「立法過程」と法学者のかかわり

本報告でいう「立法過程」とは、単に国会で行われる討議を指す言葉ではなく、より前段階の行政組織内における立案段階段階からの関与を想定する。その中には、狭義の「刑事立法」過程における法務省の法制審議会のように、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）以降にも正規に存続している審議会も含まれるが、それ以外の検討会・懇談会等も含まれる。また、閣法制定過程だけでなく、議員立法制定過程についても検討し、全体像を提示することを試みる。

3. 行政法学からみた「刑事立法」論

次に、狭義の刑事立法と広義の刑事立法を論じる際の前提として、法政策過程、特に法執行過程における刑事法の条文がいかなる意味を持つのかについて、行政法学の規制手法論の観点から概論する。具体的には、刑事法的手法と行政法的手法の関係がどのように議論され選択され得るのかについて、特に環境法学の議論を念頭に紹介する。

（これ以降は他報告を経た後に報告する）

4. 問題提起

以上の議論と他報告者の報告を経たうえで、本報告者の問題提起を行う。具体的には、武蔵報告への応答として、「審議会等」の委員・構成員の選定過程の不透明さ、一定程度統制された立法・立案手続と政治的な関与のもと創設される検討会等との関係など、民主的正統化や手続的正義の観点からの問題を取り扱う。

また、仲道報告で触れられる立法評価の観点の普遍化可能性について（刑事立法以外への適用可能性について）のコメント、および、京報告における環境法政策立法へのコメントを行う予定である。

¹ E-mail: akemiyokota@meiji.ac.jp

刑事立法学の現状

—刑法学と刑事立法のかかわり—

仲道 祐樹¹
早稲田大学

<キーワード> 刑事立法、刑事立法学、刑法学、実体刑法、犯罪化

1. 問題設定

2000年前後に「刑事立法の活性化」と呼ばれる状況が生じた。そこで問題となった刑事立法には、従来とは異なる2つの特徴があった。1つは、刑法改正によって導入された支払用カード電磁的記録に関する罪（2001年）や、特別法として新設された不正アクセス禁止法（1999年）のような、法益侵害の前段階の行為を犯罪化する早期化類型の増加である。もう1つは、従来刑事立法を動かしてきたものとは異なるルート・力学による犯罪化の登場である。一例として、議員立法による犯罪化が行われた児童買春・児童ポルノ禁止法（1999年）が挙げられる。

このような刑事立法をとりまく環境の変化は、刑法学に対して、刑事立法をどのように分析するかという理論的課題を突きつけた。本報告では、①これまで刑法学者が刑事立法をどのように語ってきたか、そこにはどのような問題点があったかを示した上で、②刑事立法はどのように語られるべきかを示す。

2. 刑法学者は刑事立法をどのように語ってきたか

刑事立法の活性化状況前の刑法学は、刑法典の解釈論にその研究リソースを集中させていた。これは、刑法改正が頻繁には起こらないという前提条件のもとで、新たに発生する犯罪現象に対応する必要からの帰結であったといえる。これにより、刑法解釈論について高度の理論化が進むことになった。以上のような背景から、刑法学は、刑事立法の活性化状況が生じた際に、理論的な蓄積のある刑法解釈論の枠組みで、立法論を語るというアプローチを選択した。解釈論の道具立てで立法を分析したのである。

しかし、以上のようなアプローチでは、刑事立法がもっぱら刑法学の視点から論じられることになる。それゆえ、例えば、ある刑事立法を憲法上どのように評価するかという問題や、ある刑事立法に効果があったといえるのはどのような場合か、そしてそれをどのように測定するかといった問題、さらには、より良い刑事立法を生み出すには、どのような制度設計を行うべきかといった問題は、語られないことになる。

3. 刑事立法はどのように語られるべきか

本報告は、刑法学者の視点から見る刑事立法学だけでは不十分であるという認識から、より良き刑事立法、悪しき刑事立法は何かという観点から立法の内容を問う領域（立法内容論）と、より良き刑事立法を生み出すための制度設計を問う領域（立法システム論）からなる刑事立法学の姿を提示する。その上で、このモデルにおいては、各領域で、公法学（憲法学、行政法学）のほか、隣接する実証科学との連携が求められることを示す。

¹ E-mail: y-nakamichi@waseda.jp

刑事政策に関する立法過程における法学者 —「抑止効果」論に注目して—

京 俊介¹
中京大学

<キーワード> 厳罰化, 刑事立法, 刑事政策, 抑止効果, 審議会

本報告は、刑事政策に関する立法過程における法学者の役割について、刑事罰を強化する内容を含む立法（厳罰化立法）の立法過程の観察を通じて検討するものである。

本報告の背景にあるのは、世界的に進行する厳罰化現象を説明する有力な枠組みである。1990年代末から2000年代にかけて特に英米圏を中心とする欧米先進国に共通して厳罰化の傾向が見られるが、犯罪社会学の文脈ではこれを「ポピュリズム厳罰化(penal populism)」論の枠組みによって説明することが多い。「ポピュリズム厳罰化」論は以下のように要約される。すなわち、「法と秩序」の強化を求める市民グループ、犯罪被害者の権利を主張する活動家やメディアが一般市民の代弁者となり、政府の刑事政策に強い影響力をもつようになる一方で、司法官僚や刑事司法研究者の意見が尊重されなくなる。そして、犯罪や刑罰の議論において社会科学における研究成果よりも個人的な体験、常識や逸話が重視されるようになり、複雑な問題に対して、分かりやすく常識的な言葉で解決策を語る者に対する信頼感が高まる現象が起こる。

日本においても、犯罪社会学や刑事法学の文脈において、1990年代後半以降に厳罰化が進行していると指摘されており、日本の文脈を加味した日本型「ポピュリズム厳罰化」論と呼ぶべき枠組みによって説明が試みられている。「ポピュリズム厳罰化」論の前提にあるのは、感情的に厳罰化を求める一般市民と、理性的な刑事司法の専門家との間に対立構図が存在することである。この背景には、犯罪や犯罪者の状況をよく知っており、厳罰化だけでは問題が解決しないことを理性的に判断できる刑事司法の専門家は、単純な厳罰化論には与しない、という論理がある。しかしながら、日本型「ポピュリズム厳罰化」論は、刑事司法の専門家たる検察官が世論を背景に厳罰化を支持する事例の存在を示している点に特徴がある。では、刑事司法の専門家としての法学者はどうか。「ポピュリズム厳罰化」論の前提にあるように、単純な厳罰化論には与せず、厳罰化によって一定の政策効果が見込まれる場合にのみ厳罰化を支持するだろうか。

日本においては、審議会等で法学者が立法に関与する例が多い。本報告では、厳罰化立法の事例のうち、立法担当官解説において「抑止効果」の向上を目的としていることが示されている事例における法学者の主張を、他アクターの主張と比較しながら観察する。罰則を強化することで犯罪を未然に抑止できる、という意味で「抑止効果」が向上するのであれば、潜在的犯罪者にとっては新たな罰則を加味した犯罪行為による期待利得が以前と比べて「割に合わない」ものになっている必要があり、米国等において多数行われている抑止効果(deterrent effect)に関する実証分析はこうした論理に基づいている。このように、厳罰化の目的が比較的明確に設定されているはずの複数の立法事例において、法学者(たち)は何をどのように主張しているかを明らかにする。

¹ E-mail: s-kyo@mecl.chukyo-u.ac.jp

刑事立法の決定過程—その特徴と変化

○武蔵 勝宏^{1*}

*同志社大学

<キーワード> 刑事法学者、法制審議会、参考人、野党、日弁連

1. はじめに

内閣提出法案の立案の動機には、国政遂行上の事務的または政策的理由からの必要、裁判所の判決などに対応する必要、審議会などの答申に基づいて作成するもの等がある(小島1978)。刑事立法はこれに加えて、社会の関心を引く事件が頻発し、メディアの報道を通じて形成された世論を受けて立法化されるケースが挙げられる。本報告では、こうした刑事立法制定の端緒となる法制審議会における刑事法学者の役割と刑事法学者が国会の法案審議において参考人として述べる意見を中心に、刑事法学者が刑事立法の決定過程において有する影響を政府・与党・野党のそれぞれの立場から分析する。

2. 法制審議会における刑事法学者

法制審議会は民法、刑法等の法制度の根幹をなしている基本法に関する政策審議及び立法準備を行う。総会と各部会で構成される。部会の委員は、法曹三者と法律学者等で構成される。法制審議会の審議により、法曹三者の利害調整が行われ、見解の対立の激しい法律学界のコンセンサスを得るという機能を有しているとされる(城山・細野編2002)。部会は2001年以降、諮問事項ごとに設置されるようになってきているが、1990年代後半以降、刑事法関係部会は頻りに設置されるようになってきている。2000年代以降の刑事法関係部会の刑事法学者委員のうち、6割近くは東大法学部出身者である。刑事法部会における刑事法学者の発言量は全体の半数を占めている。刑事法学者は、事前の検討会での法的論点を主導し、刑事法部会では、専門家としての助言機能に加えて意見集約の促進役も担っている。

3. 国会の法案審議における刑事法学者

刑事立法の委員会審議で参考人として招致される刑事法学者のうち、与党推薦の刑事法学者の参考人は、ほぼ全員が刑事法関係部会の委員もしくは幹事である。部会での統一見解が委員会においても説明・ディフェンスされる。野党推薦の刑事法学者の参考人は、ほぼ全員が部会の委員もしくは幹事を務めていない。政府案に反対もしくは消極的な野党が自らの主張に近い見解を有する刑事法学者を推薦し、自らの主張のバックアップもしくは政府案への反対の論拠とする。このことは、参考人招致された刑事法学者の意見を推薦政党の与野党別に政府の法案趣旨説明または野党の反対討論との類似性をチェックすることで証明される。テロ等準備罪をめぐる法案審議での野党推薦の参考人の刑事法学者の意見は一貫して法案に反対してきた日弁連の立場と共通し、同意見は野党の反対討論と類似性で一致している。

4. 議員立法による刑事立法の問題点

議員立法については、法曹三者による意見交換会が省略されることが多く、また、法制審議会に諮問する手続きはとられない。国会においても、刑事法学者が参考人として意見を述べる機会は2000年以降、1例しかない。重要な刑事立法の制定に十分な関係者の議論が踏まえられていないことは問題であろう。

¹ E-mail: ktani@mail.doshisha.ac.jp

政策評価の再構築－課題と展望

司会者： 藤田 由紀子¹

*学習院大学

登壇者： 亀井 善太郎 黒田 忠司 村上 裕一

討論者： 山谷 清志 大竹 文雄

<キーワード> 政策評価、行政事業レビュー、PDCA サイクル、EBPM
説明責任（アカウントビリティ）

<企画趣旨>

本大会の共通テーマである「公共政策学の再構築」を受けて、共通論題Ⅱでは、近年見直しが進められている政策評価の再構築に向けて、研究者の役割や実務家との協働などを視野に入れ、実務と研究のインターフェイスにおける議論を展開したい。

国の政策評価が開始されてから 20 年以上が経過し、近年、評価制度とその運用の見直しがなされている。総務省に設置されている政策評価審議会は、評価制度導入から 20 年目にあたる 2021 年に将来の「行政の評価」の向かうべき方向を提言した。これを受けて 23 年 3 月には「政策評価に関する基本方針」が改定され、各府省は政策の特性に応じて評価方式等を見直し、有効性の観点からの評価を一層重視し、評価で得られた情報を意思決定過程において活用することが求められた。一方、内閣官房行政改革推進本部の下で実施されてきた行政事業レビューにおいても、23 年度よりレビューシートの改善やガイドラインの作成などを含めた抜本的な見直しが進められている。

本セッションでは、こうした政策評価の再構築にかかわる動向について、現状を踏まえた課題や将来に向けての展望を研究者と実務家の双方の視点から論じていただく。

報告者として、アジャイル型政策形成評価のあり方に関する WG や政策評価審議会の委員を務め、数多くの行政事業レビューや府省等の政策評価に関わってきた亀井善太郎会員、内閣官房行政改革推進本部事務局において行政事業レビューの改善に実務家として携わっている黒田忠司氏（非会員）、海外の政策評価事情に通じ、国際的潮流を踏まえた政策評価研究を進めている村上裕一会員を、討論者として、長年にわたり日本の政策評価研究を牽引し、多くの府省等の有識者委員の経験も有する山谷清志会員、エビデンスに基づく政策形成（EBPM）の推進など政策形成における研究者の役割に深い知見を有する大竹文雄氏（非会員）を迎え、闊達な議論を展開したい。

¹ E-mail: yukiko.fujita@gakushuin.ac.jp

行政評価の「いま」と「これから」

亀井善太郎¹
PHP 総研、立教大学大学院

<キーワード> 政策立案・評価、アジャイル型政策形成、行政の PDCA、デジタル化活用

行政評価は、2021 年（令和 3 年）3 月の政策評価審議会において、役に立つ・しなやかな・納得できる評価としていく提言が示された。これは、政府に設置されたアジャイル型政策形成評価のあり方に関する WG の提言にも沿ったものであった。筆者はこれらのプロセスに有識者の立場で継続的に関与してきた。提言から 4 年を経て、現在の行政評価の現在地と課題、そして、今後の可能性について、考えてみたい。

1. 令和 3 年 3 月の政策評価審議会の提言が求めたもの、その背景

現代社会は激しい変化の時代である。一方、日本の行政には、従来、行政は間違いを犯してはならない、あるいは、現行の制度や政策は間違っていないと考える、いわゆる「無謬性神話」が存在すると指摘され、説明責任を果たすばかりの評価が続いてきた。また、この背景には、地方分権一括化法以降の結果責任へのコミットメントの薄れも影響しているものと考えられる。行政の意思決定の精度を高めるため、状況が常に変化するものであることを前提に、効果が上がる政策が何であるかを学習しながら探索を重ねる政策サイクル（行政の PDCA）を確立していかなければならない。こうした背景を踏まえ、アジャイル型政策形成・評価、ひいては政策評価の見直しの必要性が謳われた。

2. 現在の行政評価

提言後、優れた行政評価は「次なる改善を見出すことができる評価」との認識は広がってきている。実際、こうした動きは、総務省行政評価局で実施されている行政運営改善調査、租税特別措置等に係る政策評価、実証的共同研究などの各種の評価において、テーマ設定、分析、評価結果を踏まえた意見など、具体的にみることができる。とはいえ、上述の提言が求めた、行政全体における、あるべき行政の PDCA については、無謬性神話を踏まえた「きちんとやっている」と説明責任を果たすばかりで、立案、執行、評価、改善がバラバラとなってしまう現状を変えるには至っていない。

3. 今後の可能性

「次なる改善を見出すことができる評価」実現のためには、行政のはたらきかけに対する社会の応答であるエビデンスを効果的・効率的に収集しなければならないし、そのためには、立案段階から、政策の効果発現の経路をよく踏まえた、政策の設計が不可欠となる。官僚や公務員が、あるべき政策サイクル（行政の PDCA）に対する認識を改め、行動を変容させていくことも求められるが、現実には、行政のデジタル化が有効であろう。リアルタイムでそれぞれの現場の動きを見ながら、必要な改善を加え、政策の質を向上させていく。新たなデジタル技術を備えたアプリ等を現場に導入し、連携基盤を構築して、立案、執行、評価、改善の一体化を実現していくべきではないだろうか。

¹ E-mail: zentaro.kamei@rikkyo.ac.jp, zentaro.kamei@gmail.com

実務者視点の政策評価と行政事業レビューの現状

○黒田 忠司^{1*}

*内閣官房 行政改革推進本部事務局 参事官

<キーワード> 政策評価、行政事業レビュー、基礎的 EBPM、Check と Action のリンク

1. 2023年からの現在までの取組経緯と取組に対する実務者の想い²
2. 政策評価と行政事業レビューなど評価関係の取組みとの棲み分け
3. 評価関係の取組（諮問会議（経済財政一体改革における EBPM）、行政評価局（政策評価）、行革事務局（行政事業レビュー））の連携にあたっての課題

上記3点について、2, 3を中心に報告を行う。

内閣官房行政改革推進本部事務局が推進している行政事業レビューの取組は、民主党政権時代の事業仕分けのイメージが強く、また「各府省庁が所掌する事業のより効果的かつ効率的な実施並びに国の行政に関する国民への説明責任及び透明性の確保」を目的とし、評価類似の取組とされるも、どちらかという説明責任や透明性を求めるものとの意識が強かった。その後、統計改革の文脈から EBPM の推進に取り組むようになったが、コロナ禍を経て、エビデンスに基づいた政策立案が強く求められるようになり、意思決定過程における EBPM 的観点の導入のための行政事業レビューシートの見直しが行われた。

今振り返ると、評価に関わる関係組織にとって絶妙のタイミングであり、行政事業レビューについて、民主党時代の負のイメージを払しょくし、予算編成に活用される実のあるものにしようとする動きと、政策評価制度について、改めて制度の趣旨に立ち返り、デジタル時代にふさわしいこれからの政策形成・評価とはどうあるべきかを問い直す動きが同時並行で動き出し、相互に協力しやすい環境ができていたと言える。

行政事業レビューは、EBPM の要素を入れ込むことで、歳出削減一辺倒でなく、事業の効果に着目した前向きの議論を進めやすくなり、政策評価と親和性が高まった。一方、政策評価制度にとっては、行政事業レビューとの役割分担を明確にしつつ、専門的知見を行政事業レビューにフィードバックする機会を得て、なおかつ、政策評価の営みを毎年度の予算編成プロセスに組み入れ、無理なくサイクル化する機会を得たと言える。

このような環境であったことから、最近の2年間は、担当者として、①既にある仕組みを使う、②評価関連の取組に対するハードルを下げる、③極力、各府省庁の立場に立って、寄り添って考えようとする、という理想に近い形で取組ができたと考えている。

政策評価制度が施行され、20 数年たったが、法施行間もなく、私がアメリカで政策評価を調査した際に行政予算管理局（OMB）担当官に言われた「評価の基準というのはアメリカでは存在しない。その理由は、第1に、測定が重要なことではないこと、第2に、基準策定に（時間、労力などふくめた）コストがかかることである。如何に改善されているかということがより重要である。」という言葉、ようやくここに来て、その意味をかみしめながら実践できてきていると感じている。

¹ E-mail: tadashi.kuroda.x3f アットマーク cas.go.jp アットマークを@に変換してください

² 第8回 RIETI EBPM シンポジウム「EBPM の実践・実装のために」

黒田講演「行政事業レビューを通じた基礎的 EBPM の実践の状況と今後」を参照

<https://www.rieti.go.jp/jp/events/25020601/handout.html>

政策評価の新展開：社会の変化に対応するために

村上 裕一¹
北海道大学

<キーワード> マルチステークホルダ、形成的評価、アカウンタビリティ、国際比較

1. 社会の中の政策評価

政策評価は、政策の意義を確認するとともに、行政を統制するための重要な手段である。

しかし、現状では手法に改善の余地があり、官僚的で形式的な運用が現場に「評価疲れ」をもたらし、変容する社会のニーズに十分に答えられていないものもある。このため、政策評価(特に行政の活動内容を報告するためだけにするそれ)の再構築が求められている。

2. 各分野の国際比較から

OECD は近年、特に規制に関する政策評価において、利害関係者との協議プロセスを重視するようになってきている。欧州委員会では、「より良い規制 (Better Regulation)」アジェンダの改訂により、政策評価の合理化・調和化が進められ、それは①新たな政策課題の設定、②知識的基盤の構築、③政策論議の促進、④メガトレンドを踏まえたフォーサイトの獲得、といった多様な機能を担うようになってきている。また、政策評価を媒介として、立法・司法・会計検査機関との間で「抑制と均衡」のメカニズムがより効果的に機能することが期待されている。事前のインパクト評価から事後のパフォーマンス監査に至るまで、多様な手法が用いられているという意味においても、欧州の政策評価は先進的だと言える(村上裕一(2024)「欧州の実践から」『季刊 評価クォーターリー (第 71 号)』2-20 頁)。

フランスでは、ド・ゴール政権下で、科学技術政策の諮問機関がモニタリング結果を基に政策決定者にアドバイスをする枠組みが形成された。1980 年代の左派政権による政策評価制度の整備を契機に、信頼性の高い手法が模索されてきた。モニタリング機能と人事・組織マネジメント実務、さらにはアドバイス機能との連携が課題となる中、1990 年代以降、国家戦略策定の必要性の高まりを背景に設けられた「司令塔」がこれに対応した(村上裕一(2021)「科学技術政策におけるモニタリングとアドバイス」『日本評価研究 (第 21 巻・第 1 号)』71-83 頁)。なお、NPM 改革の中で導入された、同国の行政にとって伝統的ではなかったパフォーマンス測定は、政府のアカウンタビリティ確保に寄与した(村上裕一(2023)「フランスの行政の「伝統」と革新」『季刊 行政管理研究 (第 182 号)』35-48 頁)。

3. 政策評価の新展開へ

社会の変容とこうした他国の動向、そして報告者自身の実態観察を踏まえると、①学界を含むマルチステークホルダによる柔軟な形成的評価の実施、②「縦割り」を超えた定量・定性データのバランスの取れた活用、③評価プロセスの簡素化と負担軽減、そして透明性・独立性の向上、といったアプローチが、今後ますます重要になると考えられる。

本報告では、2024 年に総務省行政評価局が策定した「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」や、国内外(地方を含む)の具体的な評価事例も参照しつつ、日本の政策評価の再構築に向けた課題とそれへの対応策を検討する予定である。(以上)

¹ E-mail: yuichim@juris.hokudai.ac.jp